

山梨県ひとり親家庭等自立促進計画(仮称)

素 案

平成28年3月

山 梨 県

目 次

第1章 計画の概要	
1	計画策定の趣旨 1
2	計画の位置付け 2
3	計画の期間 2
4	計画の対象 2
5	計画の推進 2
6	計画の評価と次期計画の策定 2
第2章 ひとり親家庭等の状況	
1	ひとり親家庭等の世帯数 3
2	児童扶養手当受給者数の状況 4
3	ひとり親家庭等の状況
(1)	現在の世帯の状況 6
(2)	ひとり親世帯になった当時の状況 7
(3)	住居の状況 10
(4)	就労の状況 11
(5)	家計の状況 17
(6)	養育費の状況 20
(7)	子どもの養育 22
(8)	悩み・相談相手等 23
(9)	福祉制度等 26
(10)	行政への要望等 28
4	現計画の評価 30
5	まとめ 34
第3章 計画の基本的な考え方	
1	基本理念 36
2	基本方針 36
3	基本目標 38
第4章 具体的な施策	
施策の体系 39	
1	相談・情報提供機能の充実強化 40
2	就業支援の推進 41
3	子育て・生活支援の充実強化 42
4	養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの推進 43
5	経済的支援の推進 44
計画の取組指標 45	

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担わなければならないため、住居、収入、子どもの養育等の面でさまざまな制約や困難に直面することになります。

近年、非正規雇用が増加するなど就業環境は厳しさを増しており、特に、母子家庭においては、結婚・出産等による就業の中断等により就業経験が少ないことから、パートや臨時的雇用など不安定な就業環境に置かれている方が多く、収入が低い水準にとどまっている状況です。

このため、収入面・雇用条件面等でより良い職業に就き、経済的に自立し、安心して暮らせることが、ひとり親家庭の母や父にとっても、子どもの成長にとっても重要であり、引き続き、ひとり親家庭の自立を促進するため、自立支援や生活支援の各種施策に取り組んでいくことが求められています。

また、寡婦についても、老後に不安をおぼえたり、生活面や経済面で悩んでいる方が多くなっているため、就業や日常生活面での支援が特に重要になっています。

このような状況の中、母子及び寡婦福祉法が改正され、平成26年10月から父子福祉資金制度の創設を始め父子家庭に対する支援の拡充が明文化されるとともに、名称も「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と改称されました。また、児童扶養手当法の改正により、平成26年12月から児童扶養手当と公的年金等との併給制限が見直されるなど、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立できるよう、ひとり親家庭への支援施策が強化されてきました。

加えて、子どもの貧困対策の推進に関する法律が平成26年1月から施行され、これに基づき策定された「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月閣議決定）では、ひとり親家庭への支援が位置付けられています。

本県では、母子及び父子並びに寡婦福祉法及び「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に基づき、平成17年度に「山梨県母子家庭等自立促進計画」を、平成22年度に「山梨県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭等の自立促進に向けてさまざまな支援を行ってきました。

今回、「山梨県ひとり親家庭等自立促進計画」の計画期間が終了することから、国の動きに呼応しながら、ひとり親家庭等を取り巻く社会・経済情勢、平成26年度山梨県ひとり親家庭等実態調査の結果等を踏まえ、ひとり親家庭等に対する、福祉サービスの提供と自立の支援を総合的かつ計画的に展開するため、新たな自立促進計画を策定することとしました。

2 計画の位置付け

「山梨県ひとり親家庭等自立促進計画（仮称）」（以下「計画」という。）は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条及び「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に基づき策定するものです。

計画は、「ダイナミックやまなし総合計画」の個別計画であり、「やまなし子ども・子育て支援プラン」や「やまなし子どもの貧困対策推進計画」と連携するものです。

3 計画の期間

計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

4 計画の対象

計画の対象は、ひとり親家庭及び寡婦とします。

※この計画における用語の定義

母子家庭・父子家庭：配偶者のいない女子又は男子とその扶養を受けている児童（満20歳未満の未婚の者）で構成されている家庭

ひとり親家庭：母子家庭及び父子家庭

寡婦：配偶者のいない女子であって、かつて母子家庭の母として児童を扶養していたことのある者

ひとり親家庭等：ひとり親家庭及び寡婦

5 計画の推進

計画の推進に当たって県は、国・市町村の関係機関及び母子・父子福祉団体等と役割を分担しながら、互いに連携し施策に取り組めます。

6 計画の評価と次期計画の策定

この計画期間が満了する平成32年度に関係者から意見聴取等を行うことにより、計画に定めた施策について評価を行い、その結果を公表します。

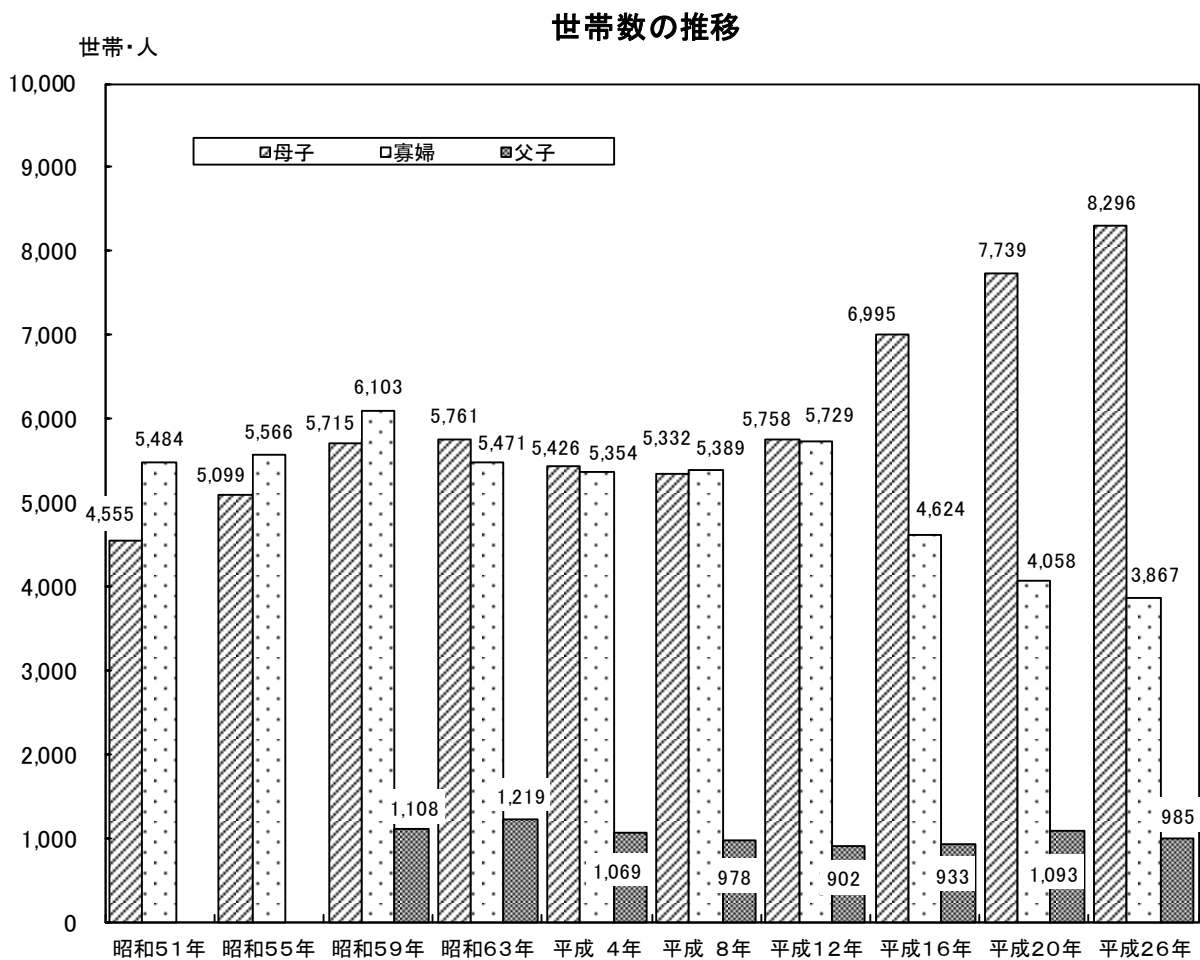
また、その結果を参考として、次期計画を策定します。

第2章 ひとり親家庭等の状況

1 ひとり親家庭等の世帯数

山梨県における平成26年度の母子世帯数は、8,296世帯で、平成16年度からの10年間で18.6%増加し、調査開始以来最多となりました。

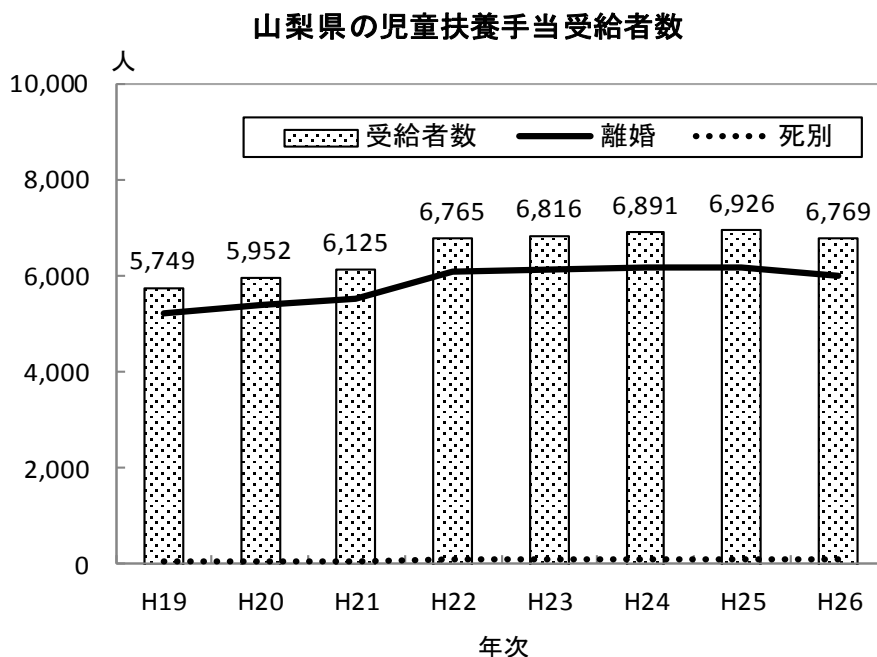
寡婦の数は、3,867人で、減少状況にあり、父子世帯数は、985世帯で、横ばいの状況にあります。



2 児童扶養手当受給者数の状況

母子家庭の増加により、児童扶養手当の受給者数も年々増加しています。

山梨県における平成26年度末の受給者数は、6,769人となっており、平成20年度からの6年間で、13.7%の増加となっています。



(平成22年8月から制度改正により父子家庭も対象)

児童扶養手当受給者数の推移

(単位: 人)

	全 国		山 梨 県		
	受給者数	受給者数	受給者数の内訳		
			離婚	死別	その他
H19	955,941	5,749	5,193	60	496
H20	966,266	5,952	5,364	61	527
H21	985,682	6,125	5,524	61	540
H22	1,055,181	6,765	6,092	103	570
H23	1,070,211	6,816	6,116	100	600
H24	1,083,317	6,891	6,163	104	624
H25	1,073,790	6,926	6,155	105	666
H26	1,058,231	6,769	5,982	102	685

注1: 各年度末の受給者数

注2: 受給者数その他とは、未婚、遺棄、DV等によるものをいう

資料: 厚生労働省「福祉行政報告例」

※ 児童扶養手当とは、父又は母と生計を同じくしていない児童を監護している母又は父等に対し、生活の安定と自立の促進を図ることを目的に支給される手当のことをいう。

3 ひとり親家庭等の状況

県では、ひとり親世帯等の生活の状況、子どもの状況、悩み、行政への要望などを把握するため、平成26年8月に実態調査を実施しました。

この調査は、昭和51年度以降4年ごとに実施しておりましたが、今回は本計画の策定に当たっての参考とするため2年延期し実施しました。母子家庭、寡婦については10回目、父子家庭については、昭和59年度以降、8回目となります。

- ① 標本数 県内に居住している母子、父子及び寡婦の世帯
- ② 調査方法 自計式調査。調査票の配付及び回収は郵送により実施
- ③ 調査期間 平成26年8月1日～22日（調査基準日 平成26年8月1日）
- ④ 回収結果

世帯区分	標本数	有効回収数	回収率
母子世帯	2,149人	1,155人	53.7%
父子世帯	985人	495人	50.3%
寡婦	1,308人	673人	51.5%

※「母子、父子家庭」と「母子、父子世帯」は同義語ですが、実態調査においては、調査開始以来、「母子、父子世帯」の用語を使用しています。

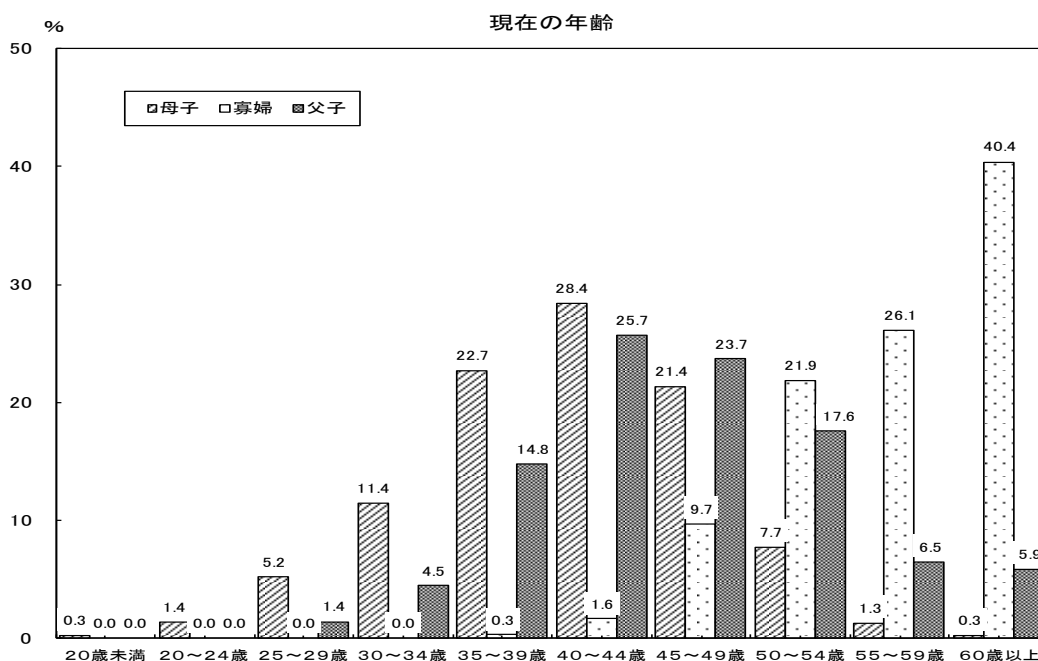
(1) 現在の世帯の状況

① 現在の年齢

母子世帯の母の年齢は、「40～44歳」（28.4%）が最も多く、次いで「35～39歳」（22.7%）、「45～49歳」（21.4%）の順となっており、30歳代（34.1%）と40歳代（49.8%）で8割以上となっています。

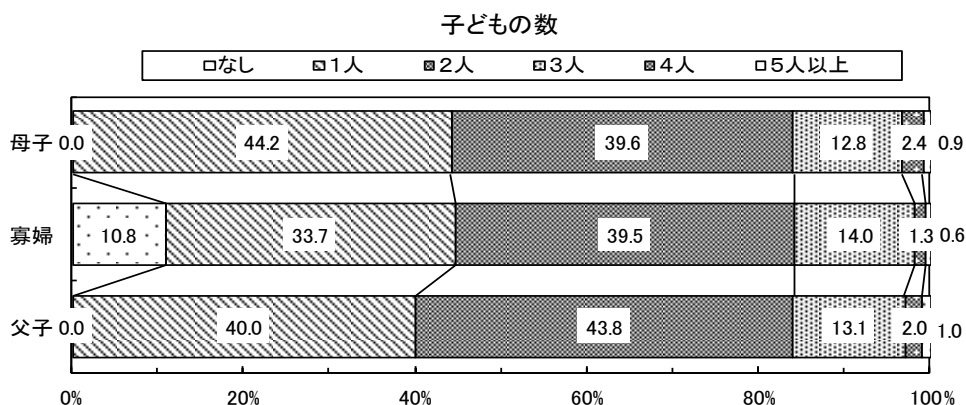
父子世帯の父の年齢は、「40～44歳」（25.7%）が最も多く、次いで「45～49歳」（23.7%）、「50～54歳」（17.6%）の順となっています。

前回から、父子世帯の父に大きな変化はみられませんが、母子世帯の母は40歳代の割合が増加（+10.5ポイント）する一方で、30歳代の割合が減少（-9.7ポイント）しており、高年齢化の状況がみられます。



② 子どもの数

前回から比べ、母子世帯で「2人」の割合が微減し、母子世帯では「1人」、寡婦、父子世帯では「2人」が最も多く、全ての世帯区分で2人以下の割合が8割以上となっています。

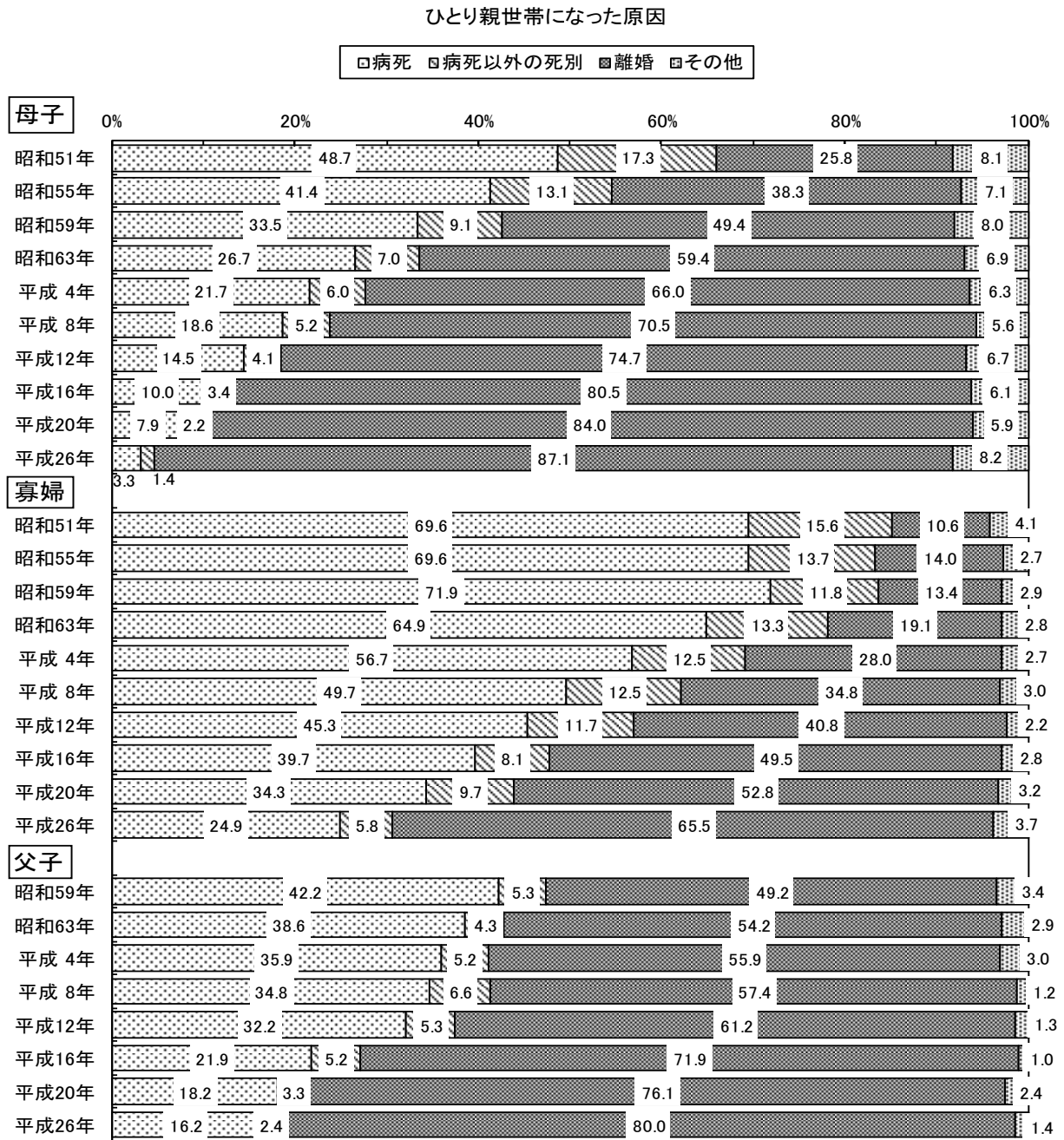


(2) ひとり親世帯になった当時の状況

① ひとり親世帯になった原因

全ての世帯区分で「離婚」の割合が増加状況にあり、母子世帯が87.1%（前回から+3.1ポイント）、寡婦が65.5%（前回から+12.7ポイント）、父子世帯が80.0%（前回から+3.9ポイント）となっています。

また、全ての世帯区分で「死別」の割合が減少状況にあります。



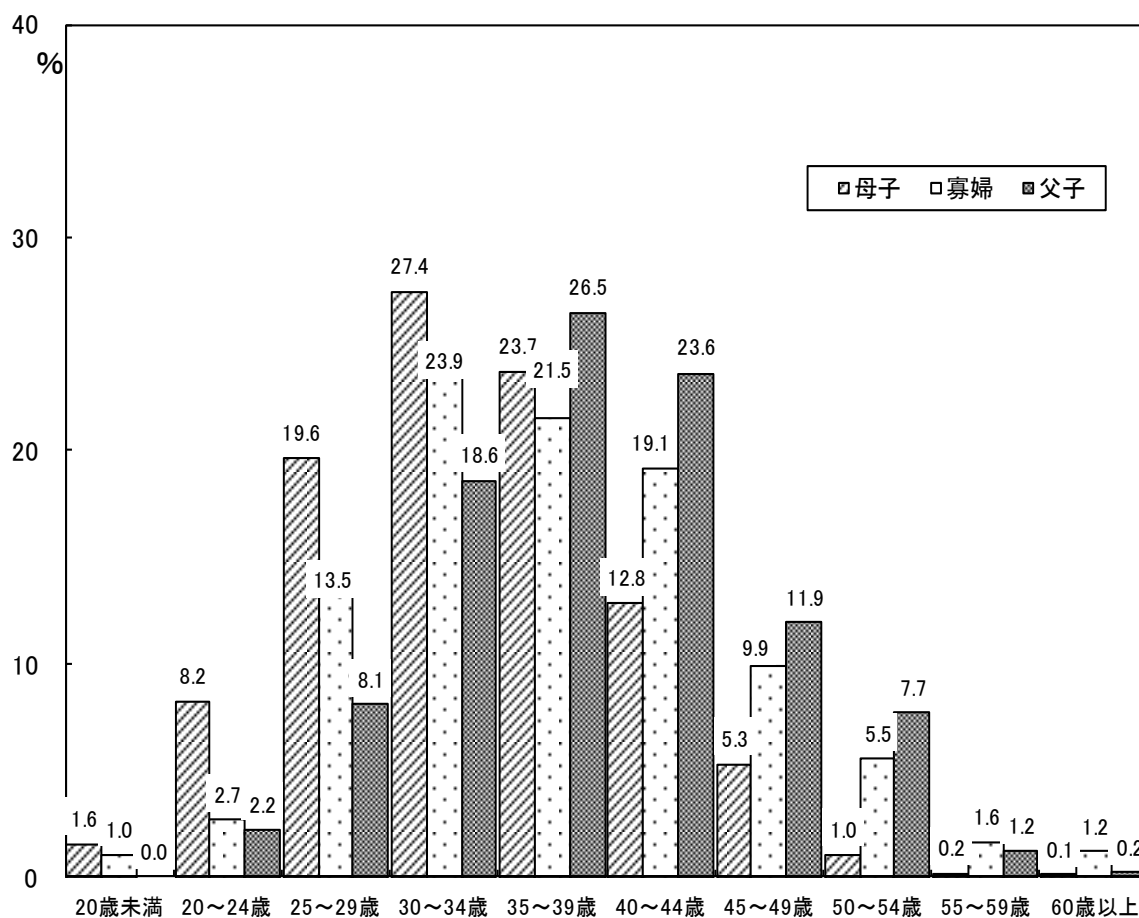
病死以外の死別…交通事故死、その他の死亡 その他…遺棄、生死不明、未婚、DV(配偶者からの暴力)ほか

② 当時の年齢

ひとり親家庭になった年齢は、前回同様、母子世帯、寡婦は「30～34歳」（各27.4%、23.9%）が最も多く、父子世帯は「35～39歳」（26.5%）が最も多くなっています。

母子世帯では、20～34歳以下（55.2%）が過半数を占め、こちらも前回と同様、寡婦、父子世帯に比べ、20歳代から30歳代前半でひとり親家庭になった割合が高くなっています。

当時の年齢

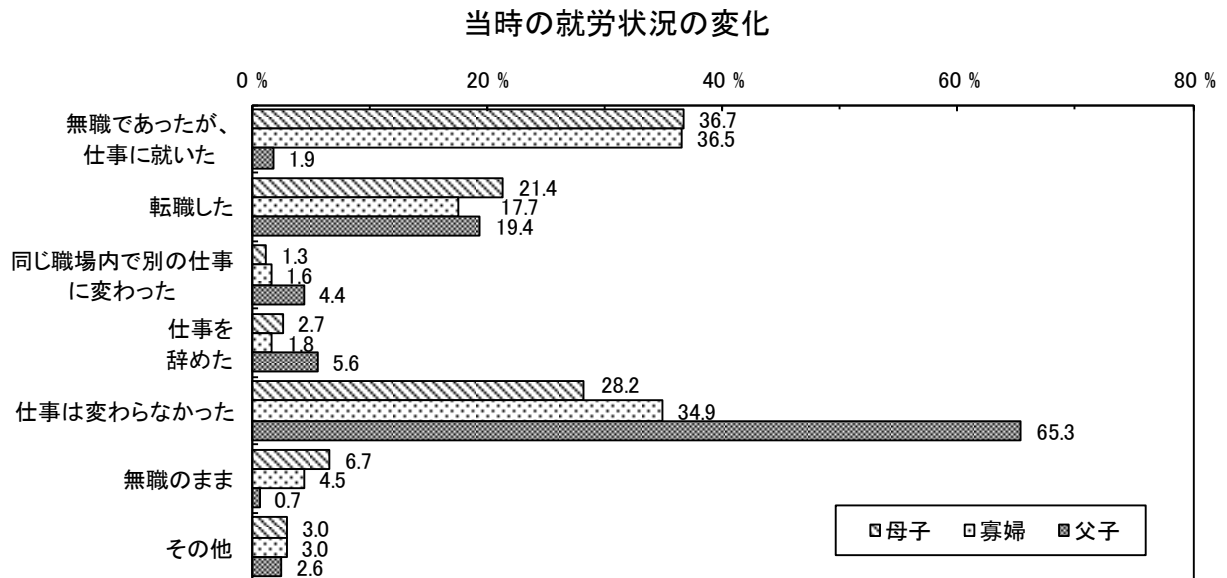


(注)「60歳以上」は、寡婦については60～65歳未満

③ 当時の就労状況の変化

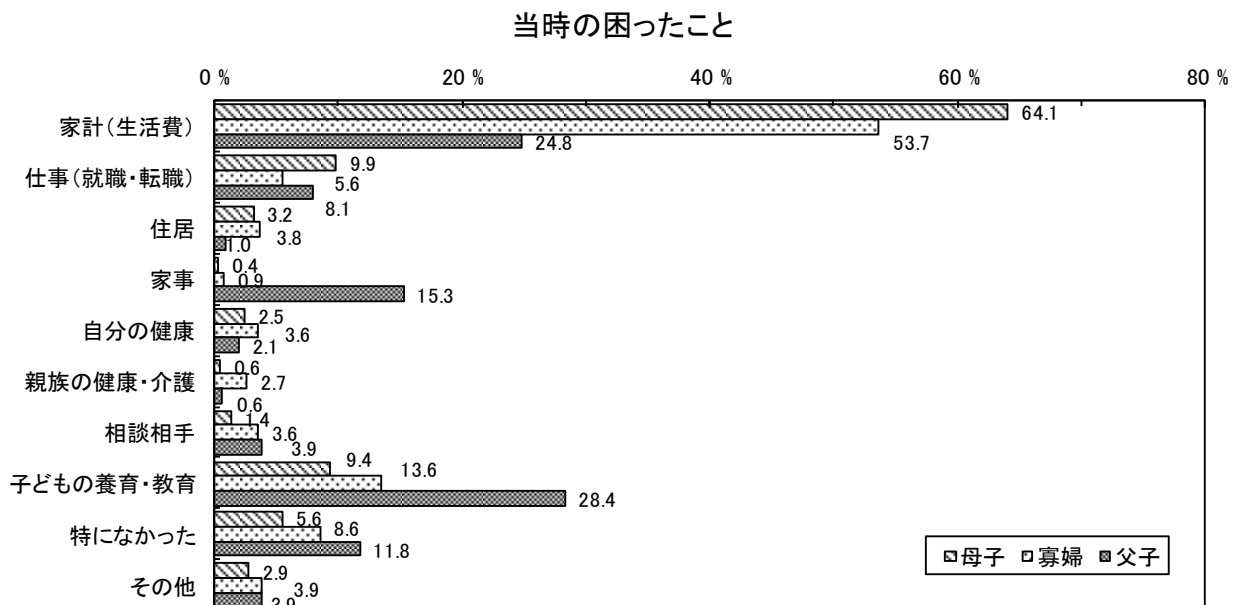
母子世帯、寡婦は「無職であったが、仕事に就いた」が最も多く、次いで「仕事は変わらなかった」となっています。

父子世帯は、「仕事は変わらなかった」が最も多く、次いで「転職した」となっています。



④ 当時の困ったこと

母子世帯、寡婦は「家計（生活費）」が過半数を占めているのに対し、父子世帯は「子どもの養育・教育」が最も多く、次いで「家計（生活費）」、「家事」の順となっています。

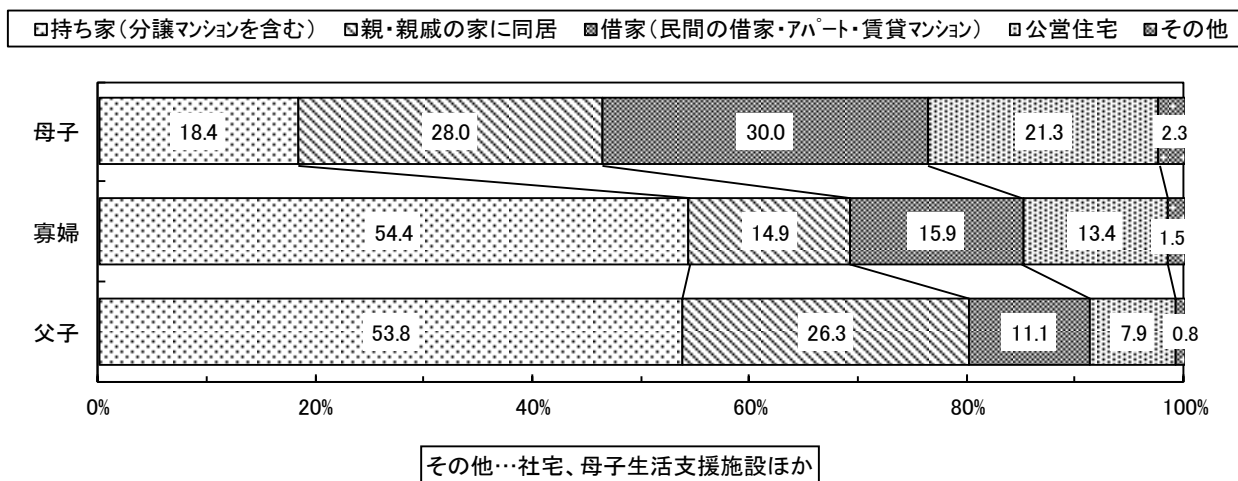


(3) 住居の状況

① 住居の形態

寡婦、父子世帯は「持ち家」が最も多く、過半数を占めているのに対し、母子世帯では「借家」、「公営住宅」の合計割合が過半数を占め、賃貸住宅の割合が高くなっています。

住居の形態

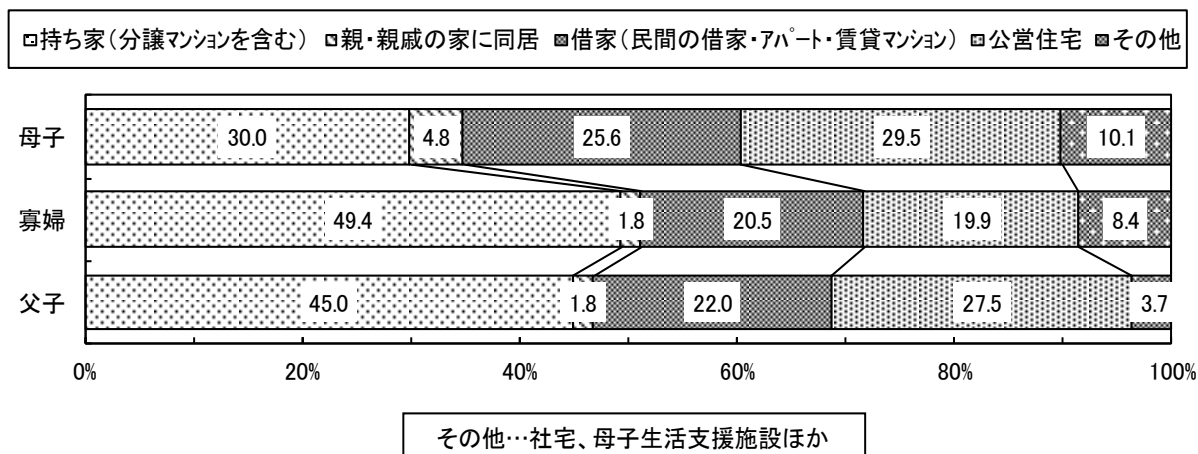


② 転居先の希望 (転居希望がある方のみ回答)

母子世帯では「持ち家」(30.0%)が最も多く、次いで「公営住宅」、「借家」の順となっています。

寡婦、父子世帯でも「持ち家」が最も多く、4割以上となっています。

転居先の希望



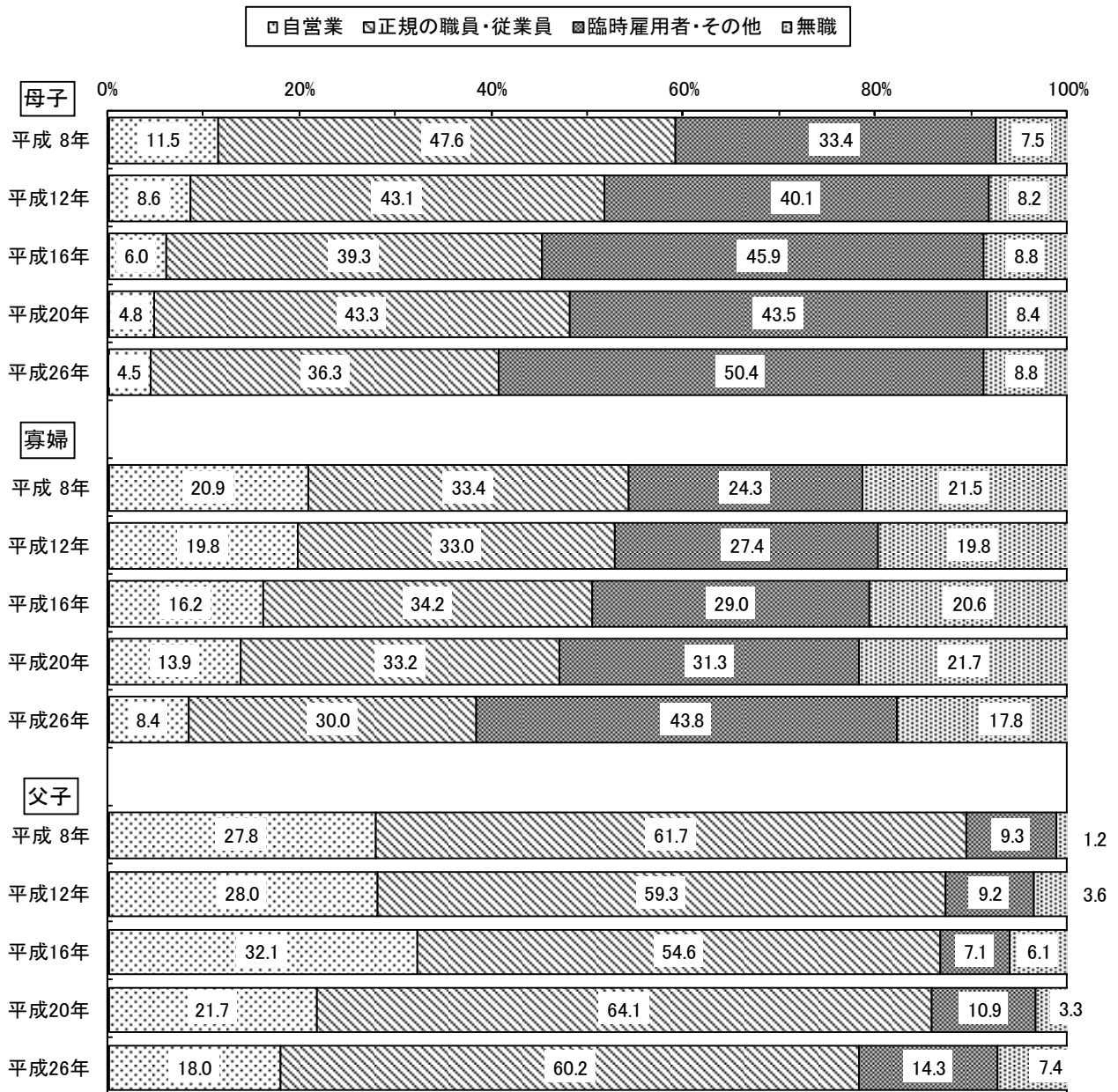
(4) 就労の状況

① 現在の仕事の勤務形態

母子世帯、寡婦は「臨時雇用者・その他」が約5割近くを占め、次いで「正規の職員・従業員」となっています。父子世帯は「正規の職員・従業員」が6割程度となり、次いで「自営業」、「臨時雇用者・その他」の順となっています。前回から全ての世帯区分で「正規の職員・従業員」の割合が減少し、「臨時雇用者・その他」の割合が増加しています。

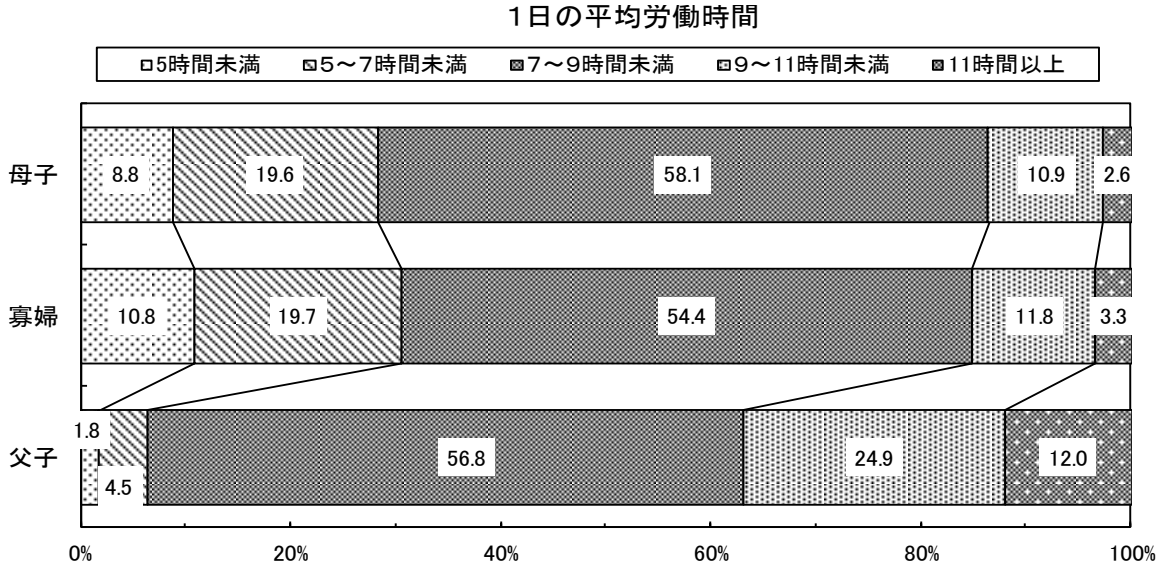
「無職」の割合は、母子世帯で横ばい、寡婦で減少、父子世帯で増加しています。

勤務形態



② 1日の平均労働時間

前回と同様、全ての世帯区分で「7～9 時間未満」が過半数を占め、次いで母子世帯、寡婦では「5～7 時間未満」となっているのに対し、父子世帯では「9～11 時間未満」となっています。

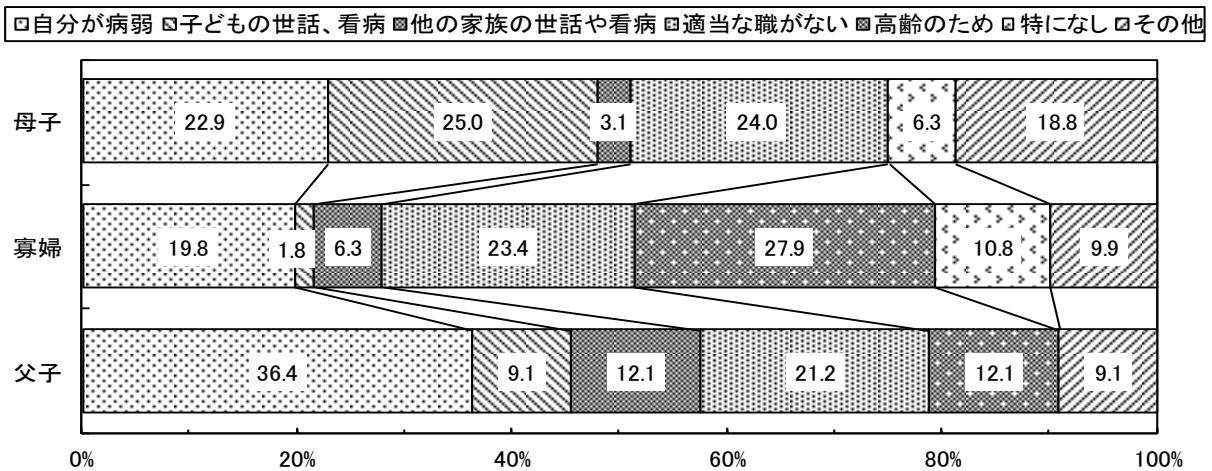


③ 無職の理由（就労の妨げ）

母子世帯は「子どもの世話、看病」が最も多く、次いで「適当な職がない」となっています。寡婦は前回と同様「高齢のため」が最も多く、次いで「適当な職がない」となっています。

父子世帯は「自分が病弱」が最も多く、次いで「適当な職がない」となっており、前回から「適当な職がない」の割合が大幅に減少（-22.6 ポイント）し、「子どもの世話、看病」、「他の家族の世話や看病」の合計割合が大幅に増加（+14.9 ポイント）しています。

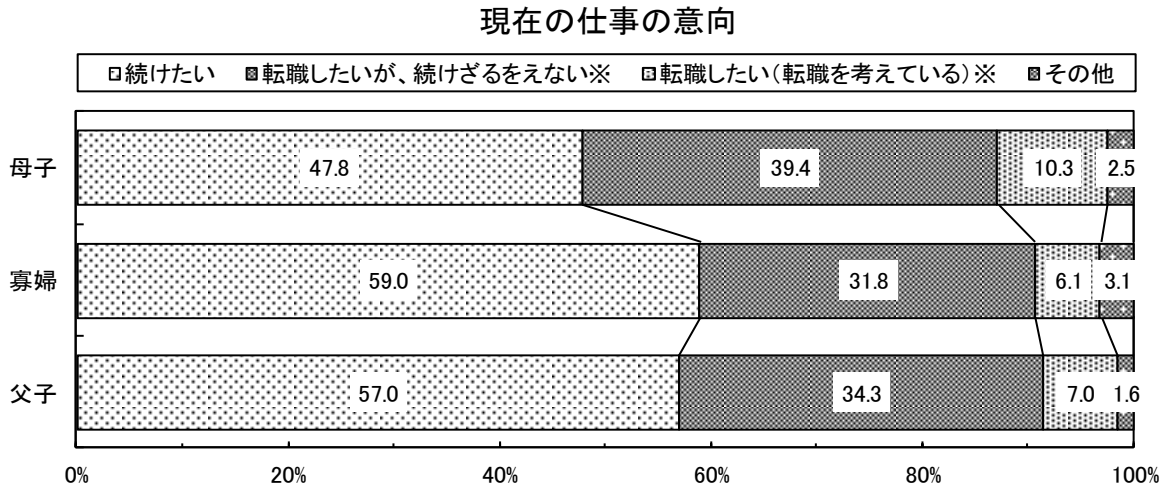
就労の妨げ



※母子世帯の「高齢のため」、父子世帯の「特になし」は0%

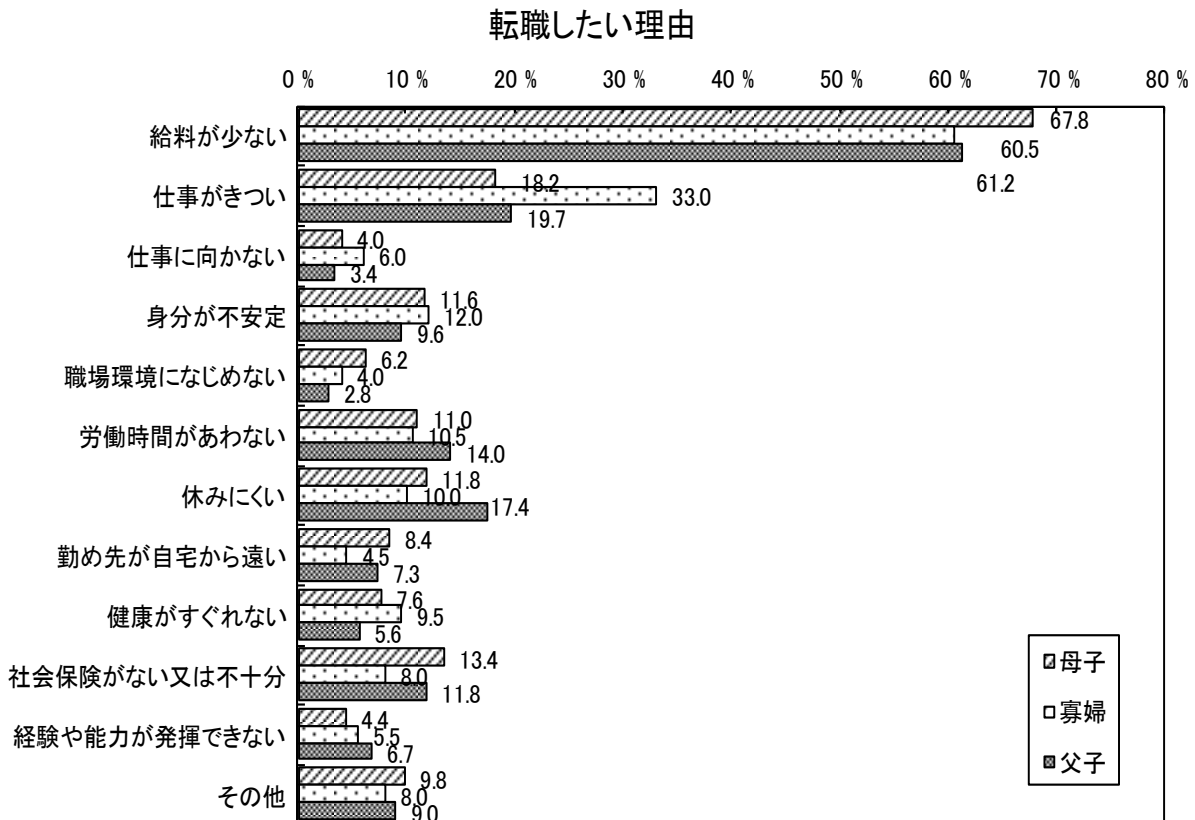
④ 現在の仕事の意向

母子世帯では、「続けたい」と転職希望者の割合が同程度となっています。寡婦、父子世帯では「続けたい」が6割程度を占めています。全ての世帯区分で前回から「続けたい」の割合が減少し、転職希望者の割合が増加しています。



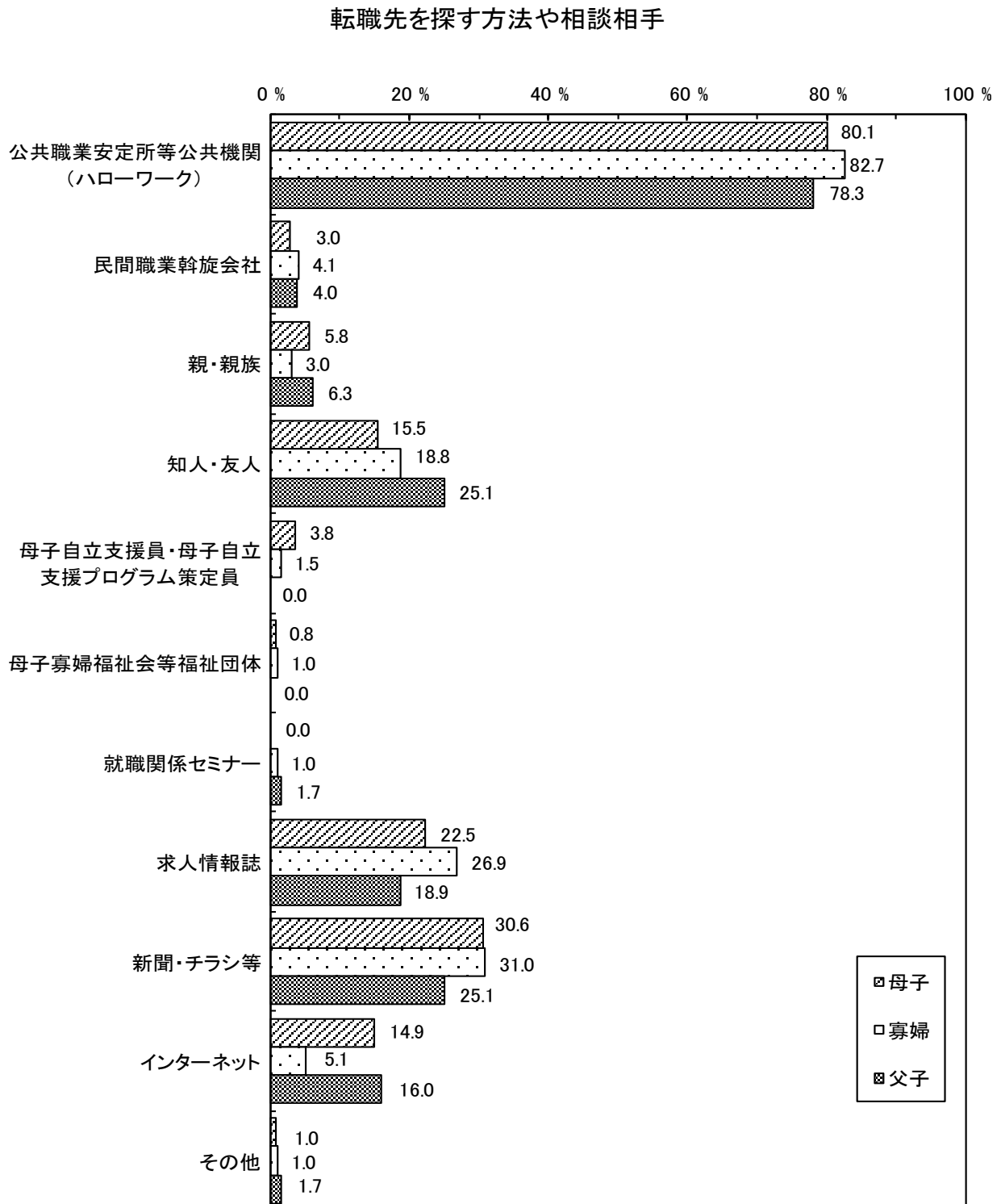
⑤ 転職したい理由 (④で(※)を回答した方のみ回答)

全ての世帯区分で「給料が少ない」が最も多く、次いで「仕事がつい」となっています。



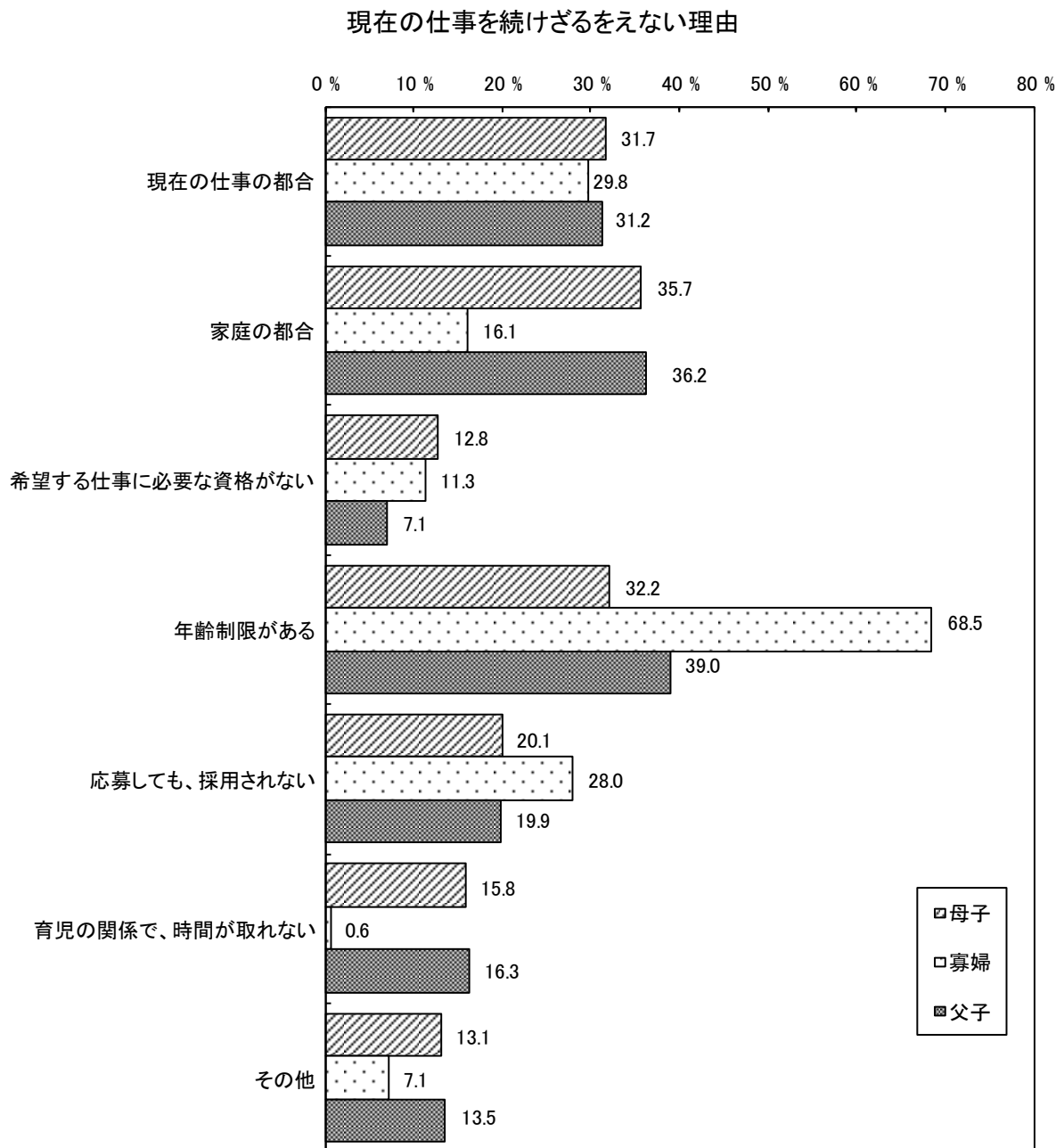
⑥ 就職先を探す方法や相談相手 (④で※)を回答した方のみ回答)

全ての世帯区分で「公共職業安定所等公共機関 (ハローワーク)」が最も多く8割程度を占め、次いで「新聞・チラシ等」、「求人情報誌」、「知人・友人」の割合が高くなっています。



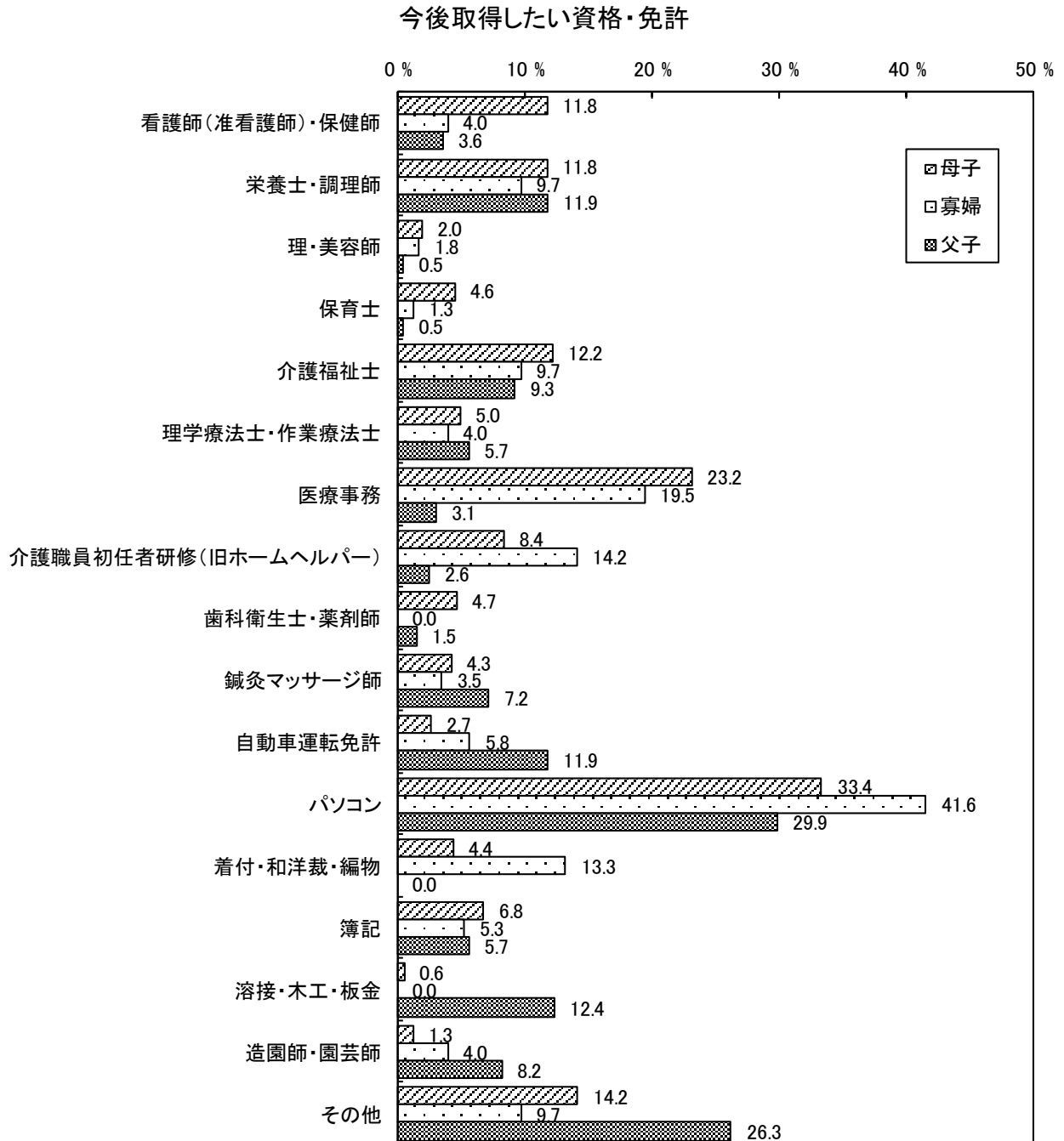
⑦ 現在の仕事を続けざるをえない理由（④で「転職したいが続けざるをえない」を回答した方のみ回答）

母子世帯は「家庭の都合」が最も多く、次いで「年齢制限がある」、「現在の仕事の都合」の順となっています。寡婦は「年齢制限がある」が7割程度となっています。父子世帯は「年齢制限がある」が最も多く、次いで「家庭の都合」、「現在の仕事の都合」の順となっています。



⑧ 今後取得したい資格・免許

母子世帯では、「取得したい資格・免許がある」が6割以上であるのに対し、寡婦、父子世帯では4割程度となっており、取得したい資格・免許は、全ての世帯区分で「パソコン」が最も多くなっています。

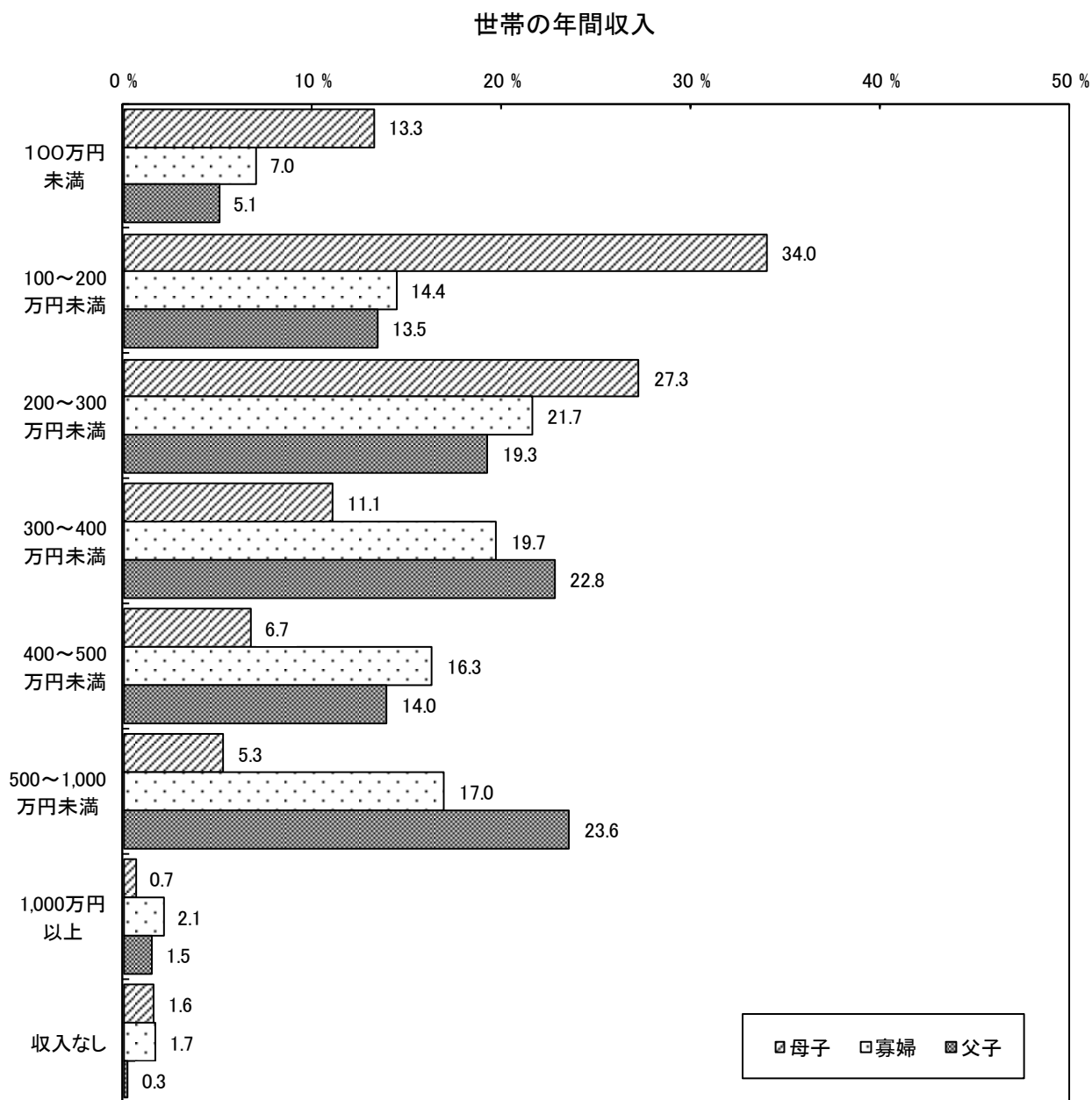


(5) 家計の状況

① 世帯の年間収入

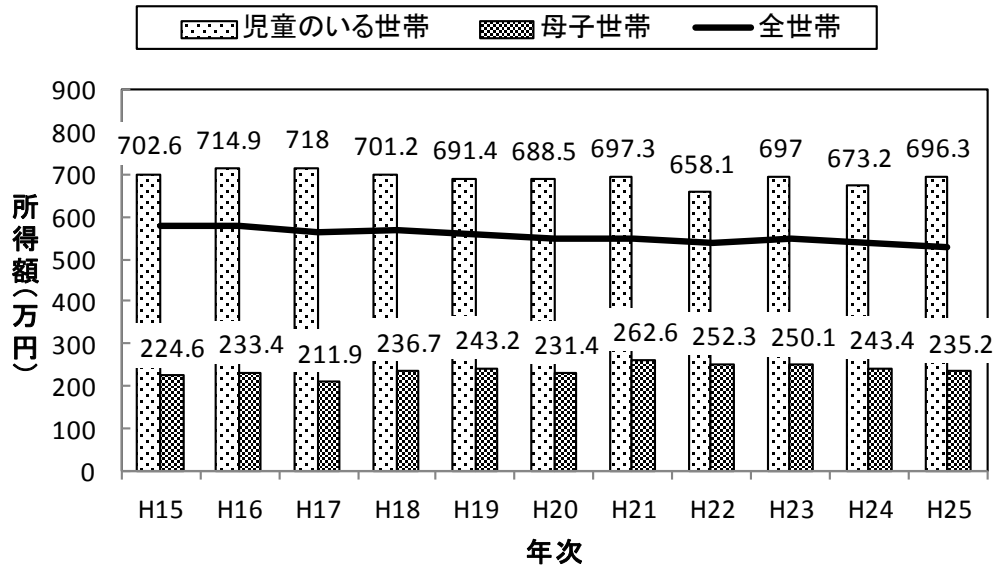
母子世帯は「100～200万円未満」(34.0%)が最も多く、7割以上が300万円未満となっています。寡婦は「200～300万円未満」(21.7%)が、父子世帯は「500～1,000万円未満」(23.6%)が最も多くなっています。

1世帯当たりの年間収入の平均は、母子世帯では約240万円、寡婦では約370万円、父子世帯では約405万円となっています(前回 母子世帯 約211万円、寡婦 約327万円、父子世帯 約440万円)。



「国民生活基礎調査」によると、平成25年における全世帯の平均所得は528.9万円であるのに対し、母子世帯は235.2万円であり、全世帯の44.5%、また児童のいる世帯696.3万円の33.8%と非常に低い状況になっています。

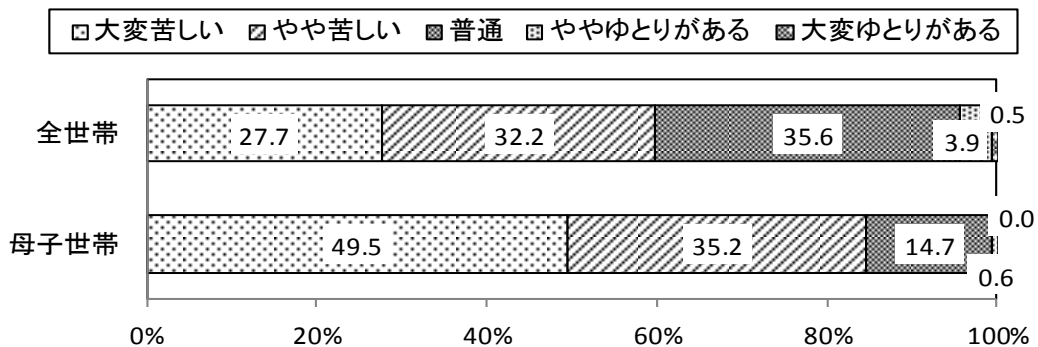
世帯当たりの平均所得の推移



資料:厚生労働省「国民生活基礎調査」(H26)

また、生活意識は、全世帯と比較して、母子世帯の方が苦しいと感じている割合が高くなっています。

生活意識の状況

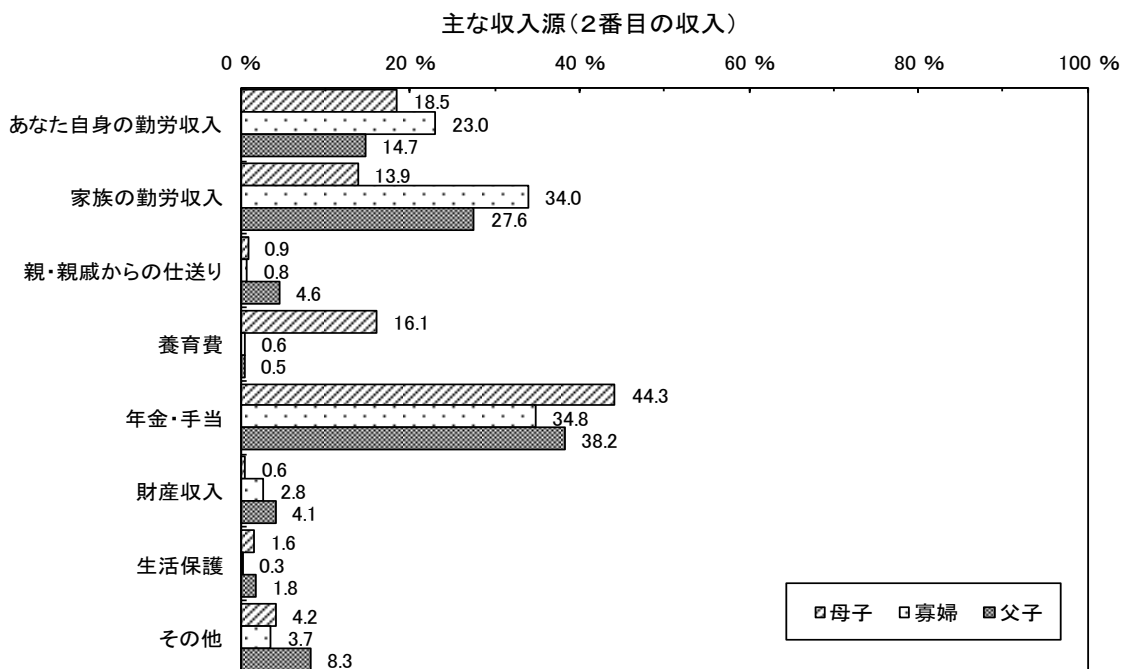
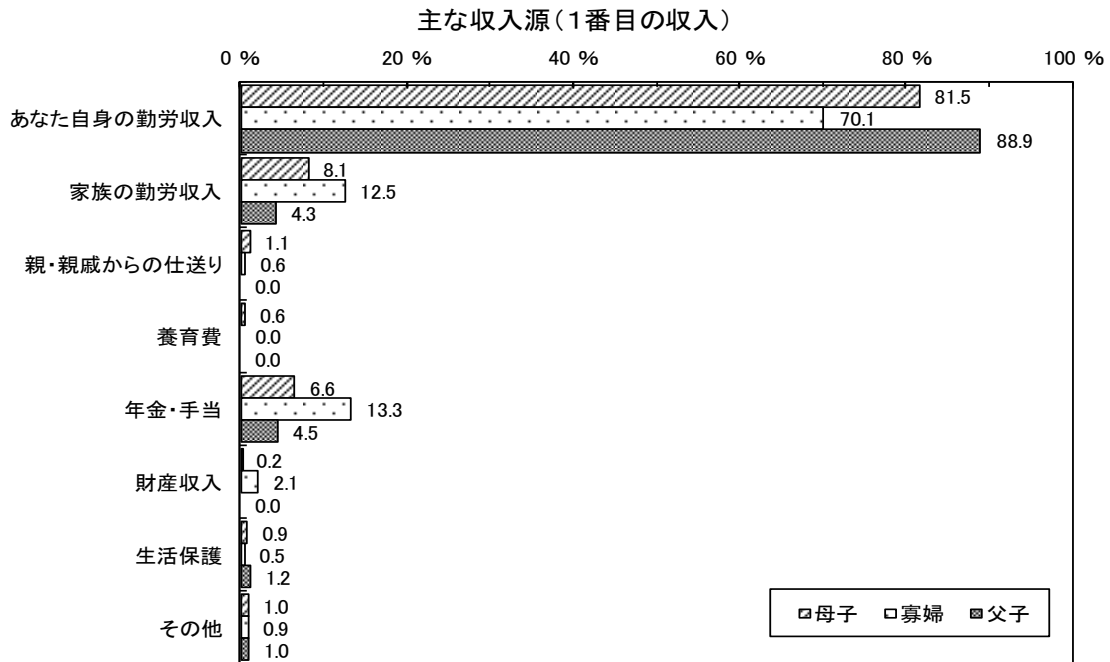


資料:厚生労働省「国民生活基礎調査」(H25)

② 主な収入源

いずれの世帯区分も「あなた自身の勤労収入」が最も多く、前回とほぼ同様な割合となりました。

2番目の収入では全ての世帯区分で「年金・手当」、「家族の勤労収入」が高くなっています。母子世帯では他に比べて「養育費」の割合が高くなっています。また、児童扶養手当の父子世帯への支給拡大を主因に、父子世帯では前回と比べ「年金・手当」の割合が増加（+16.3ポイント）しています。



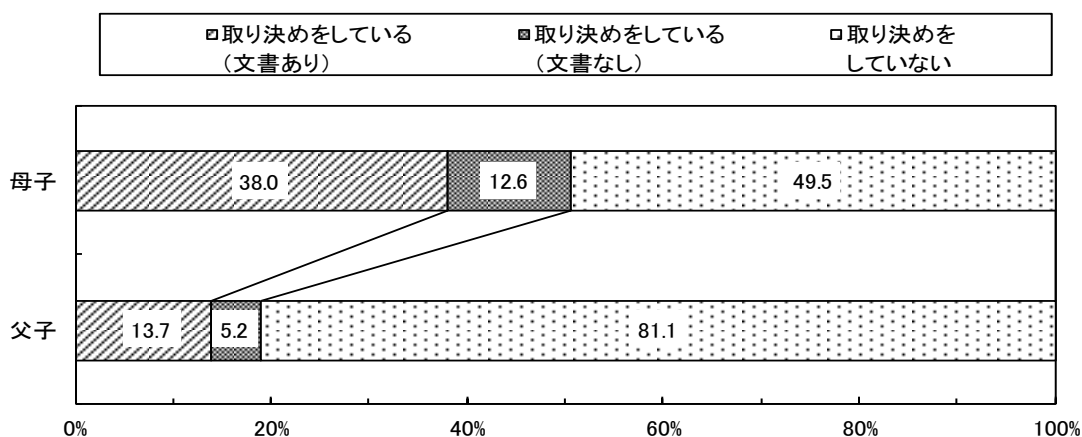
(6) 養育費の状況

① 養育費の取り決め状況

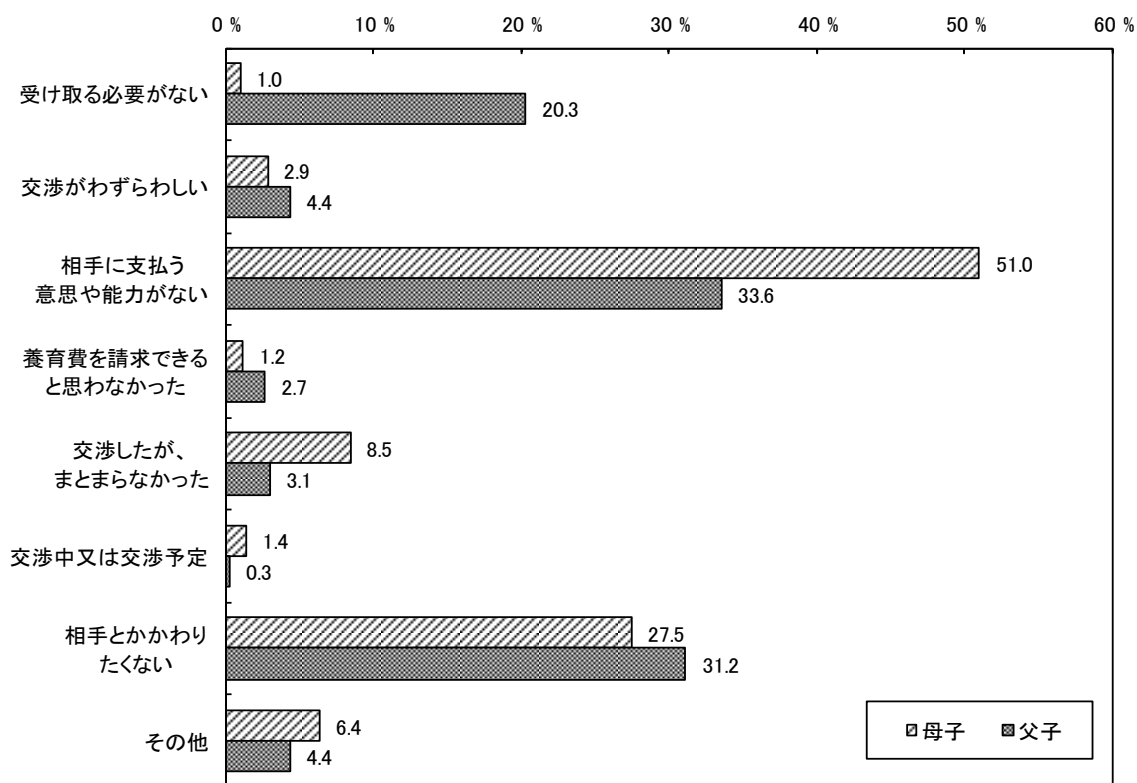
養育費の取り決めをしているのは、母子世帯で50.6%、父子世帯では18.9%であり、前回から母子世帯で増加(+5.2ポイント)し、父子世帯で減少(-2.7ポイント)しています。

取り決めをしていない理由は、母子世帯、父子世帯ともに「相手に支払う意思や能力がない」が最も多く、次いで「相手とかかわりたくない」となっています。父子世帯では「受け取る必要がない」の割合が母子世帯と比べて高くなっていますが、前回からは減少(-8.7ポイント)しています。

養育費の取り決め状況

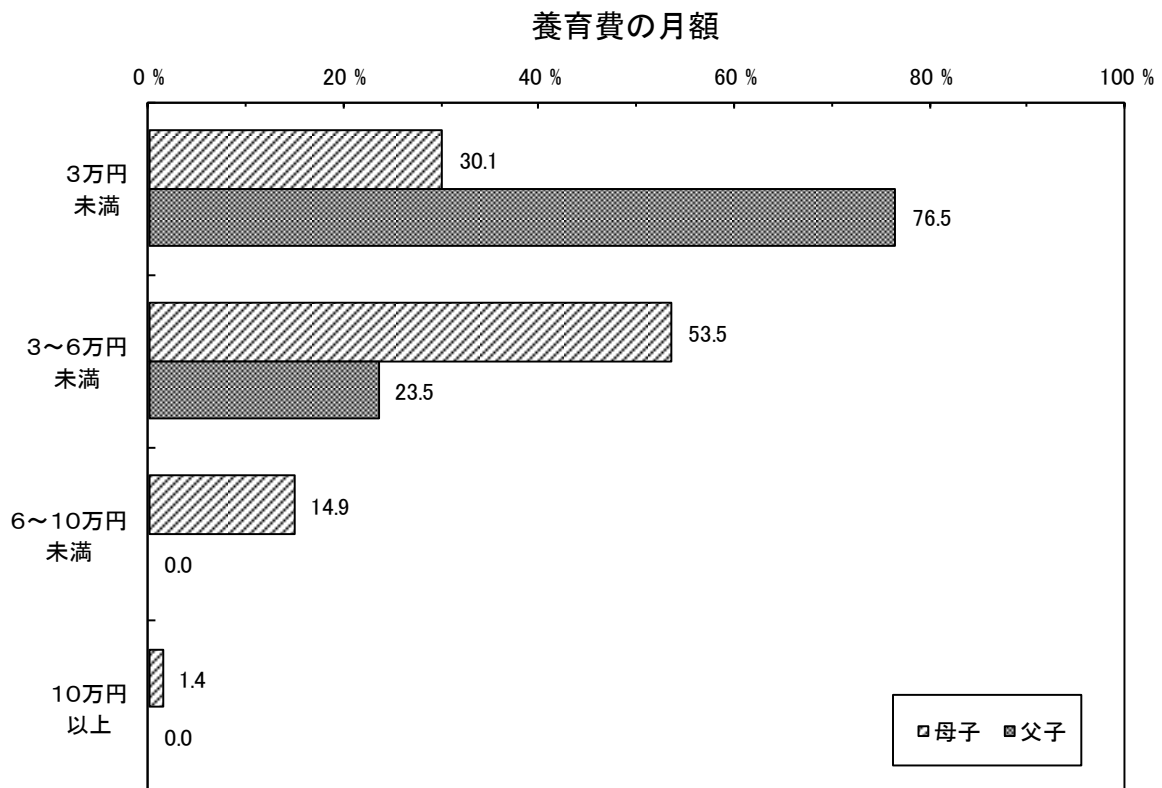
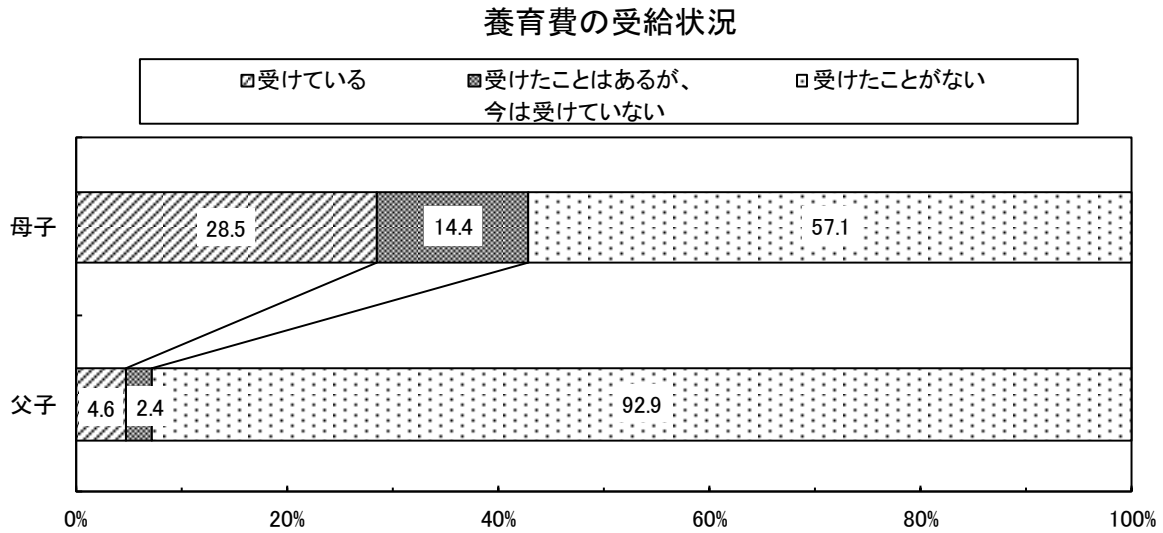


養育費の取り決めをしていない理由



② 養育費の受給状況

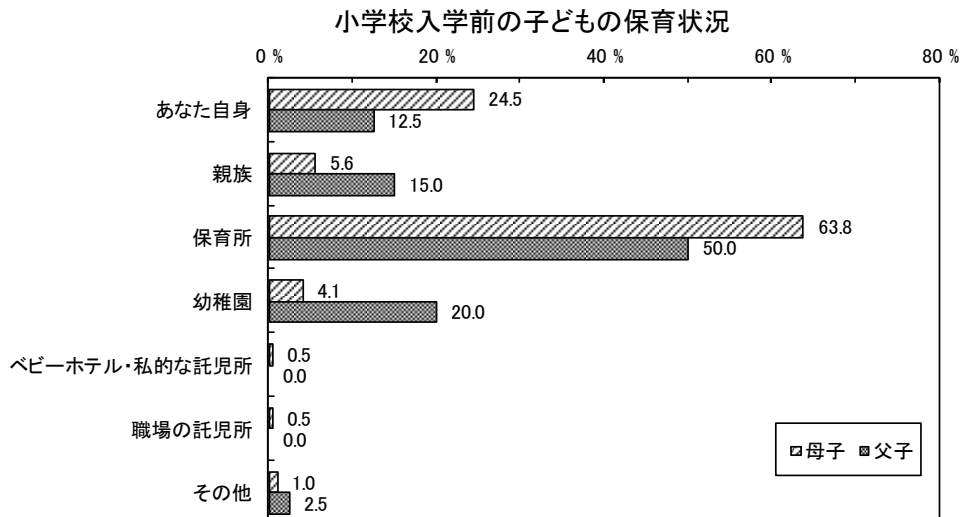
養育費を受けている方は、母子世帯で 28.5%、父子世帯で 4.6%にとどまっております。その月額も、前回と同様、母子世帯では「3～6万円未満」、父子世帯では「3万円未満」が最も多くなっています。



(7) 子どもの養育

① 小学校入学前の子どもの保育状況

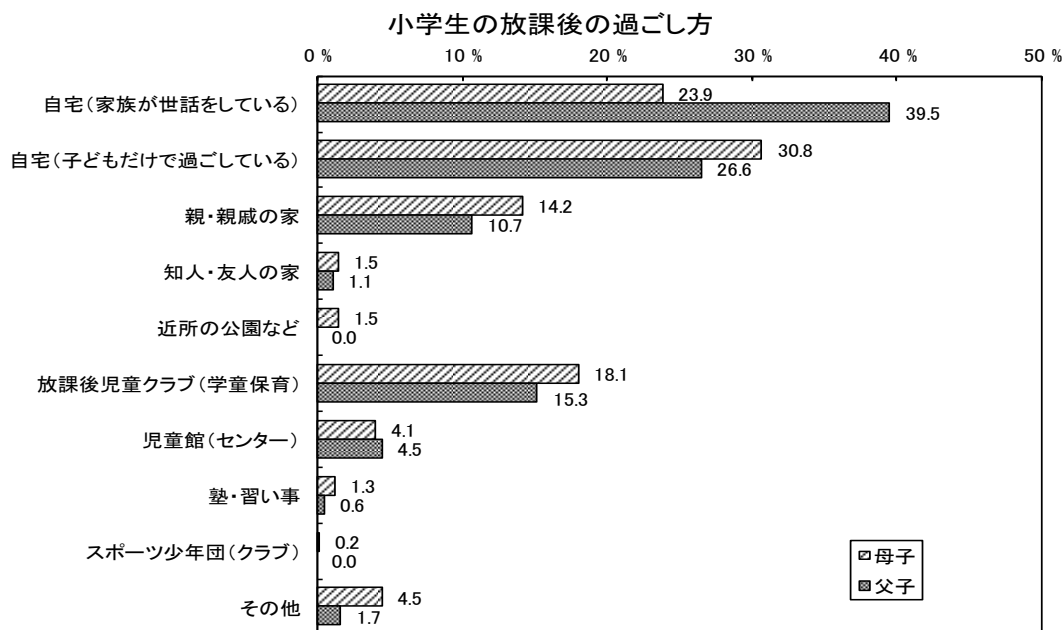
母子世帯、父子世帯ともに「保育所」が最も多く、次いで、母子世帯では「あなた自身」が、父子世帯では「幼稚園」、「親族」が多くなっています。



② 小学生の放課後の過ごし方

母子世帯は「自宅（子どもだけで過ごしている）」が最も多く、次いで「自宅（家族が世話をしている）」、「放課後児童クラブ」の順となっています。父子世帯は「自宅（家族が世話をしている）」が最も多く、次いで「自宅（子どもだけで過ごしている）」、「放課後児童クラブ」の順となっています。

母子世帯、父子世帯ともに自宅が多く、母子世帯は子どもだけで過ごしている方が、父子世帯は家族が世話をしている方が多くなっているのは、前回と同様です。



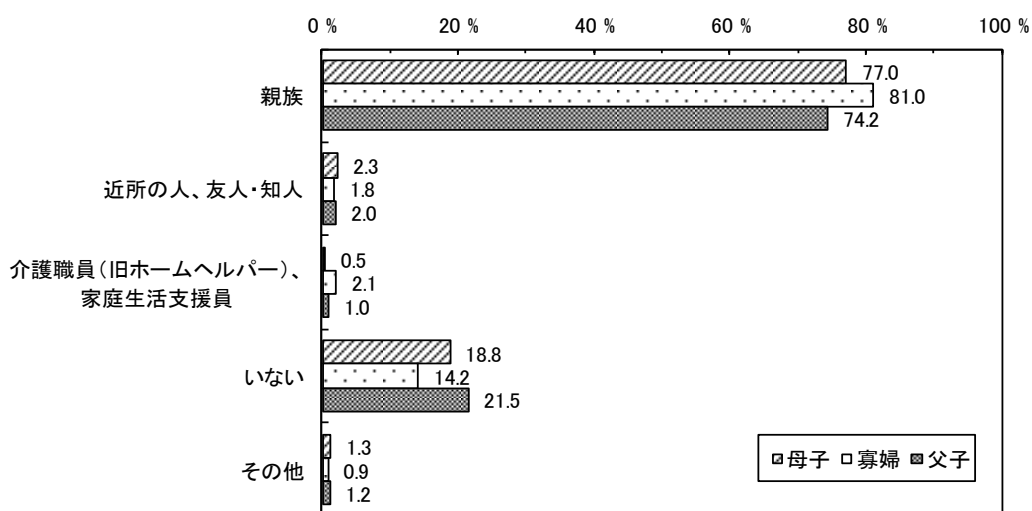
(8) 悩み・相談相手等

① 病気時に世話をしてくれる人

a あなたが病気するとき

いずれの世帯区分も「親族」が最も多く、7割を超えています。世話をしてくれる人がいない方が、母子家庭で18.8%、寡婦で14.2%、父子家庭で21.5%となっており、前回より増加しています。

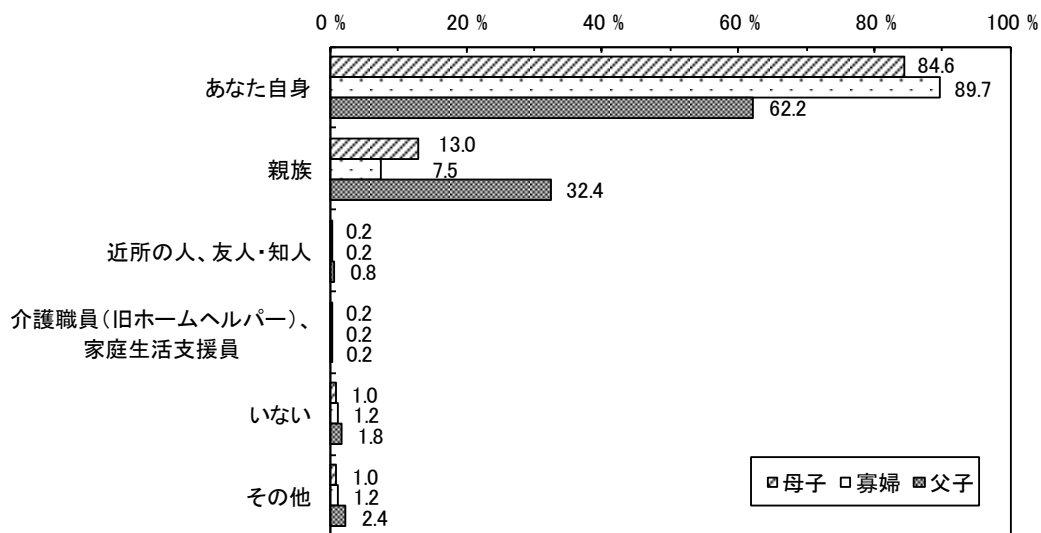
病気時に世話をしてくれる人(あなたが病気するとき)



b 子どもが病気するとき

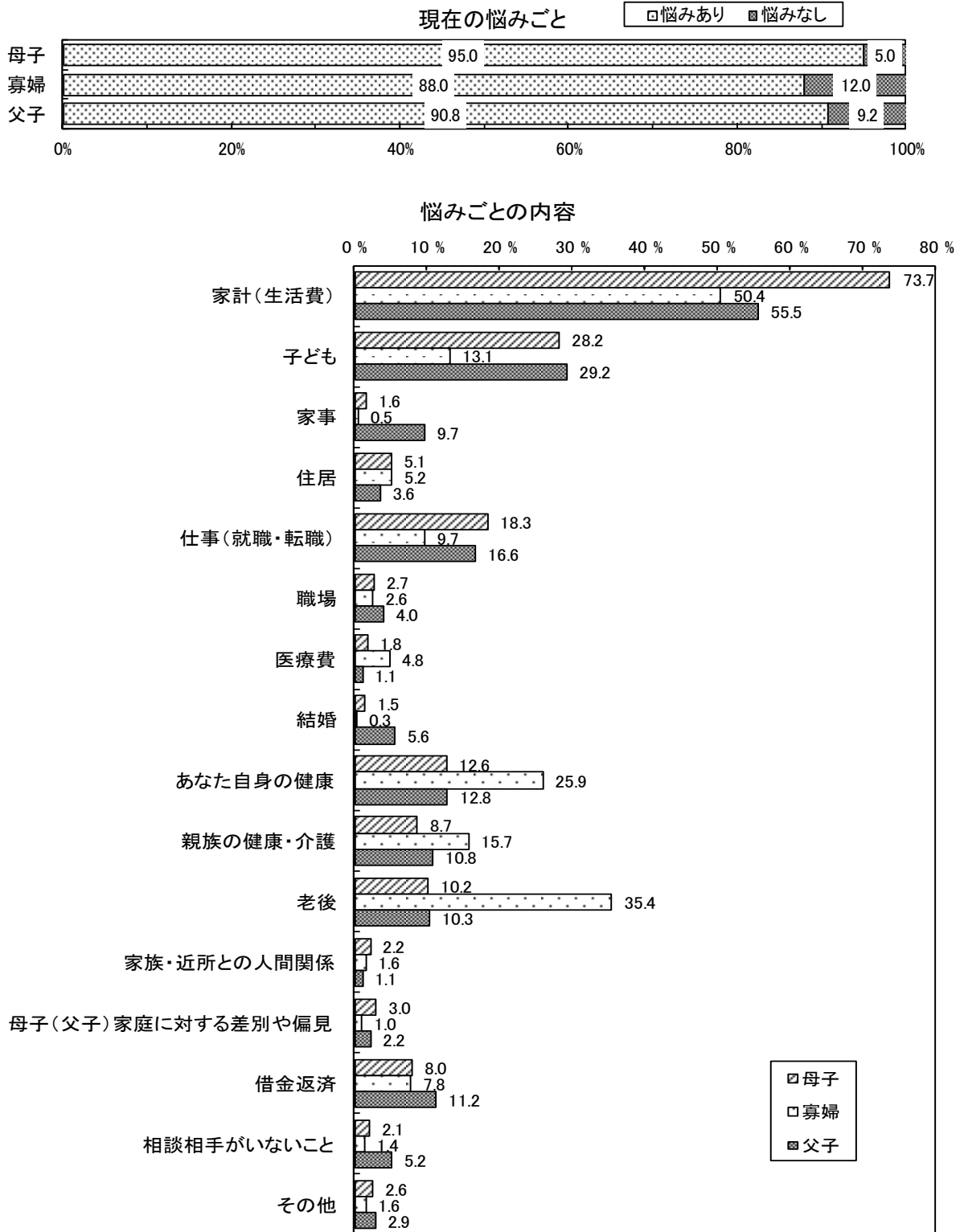
いずれの世帯区分も「あなた自身」が最も多く、母子世帯、寡婦ともに8割以上となっています。父子世帯では「親族」の割合が他に比べて高くなっています。

病気時に世話をしてくれる人(子どもが病気するとき)



② 現在の悩みごと

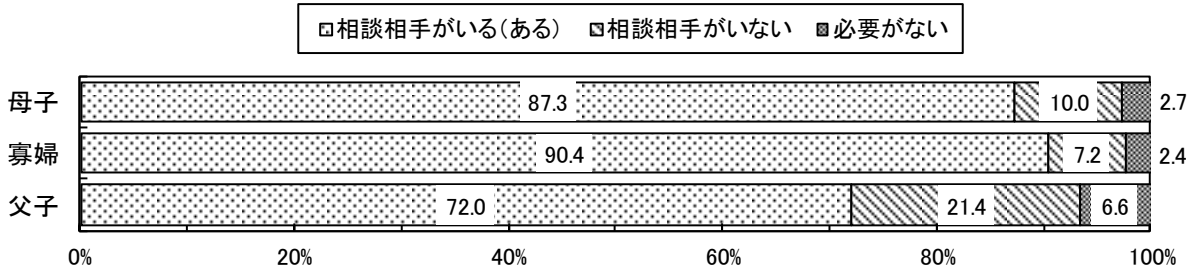
全ての世帯区分の約9割が悩みごとを抱えており、その内容は、いずれの世帯区分も「家計（生活費）」が最も多くなっています。次いで、母子世帯、父子世帯では、「子ども」、「仕事」の順となっており、寡婦では「老後」、「あなた自身の健康」の順となっています。



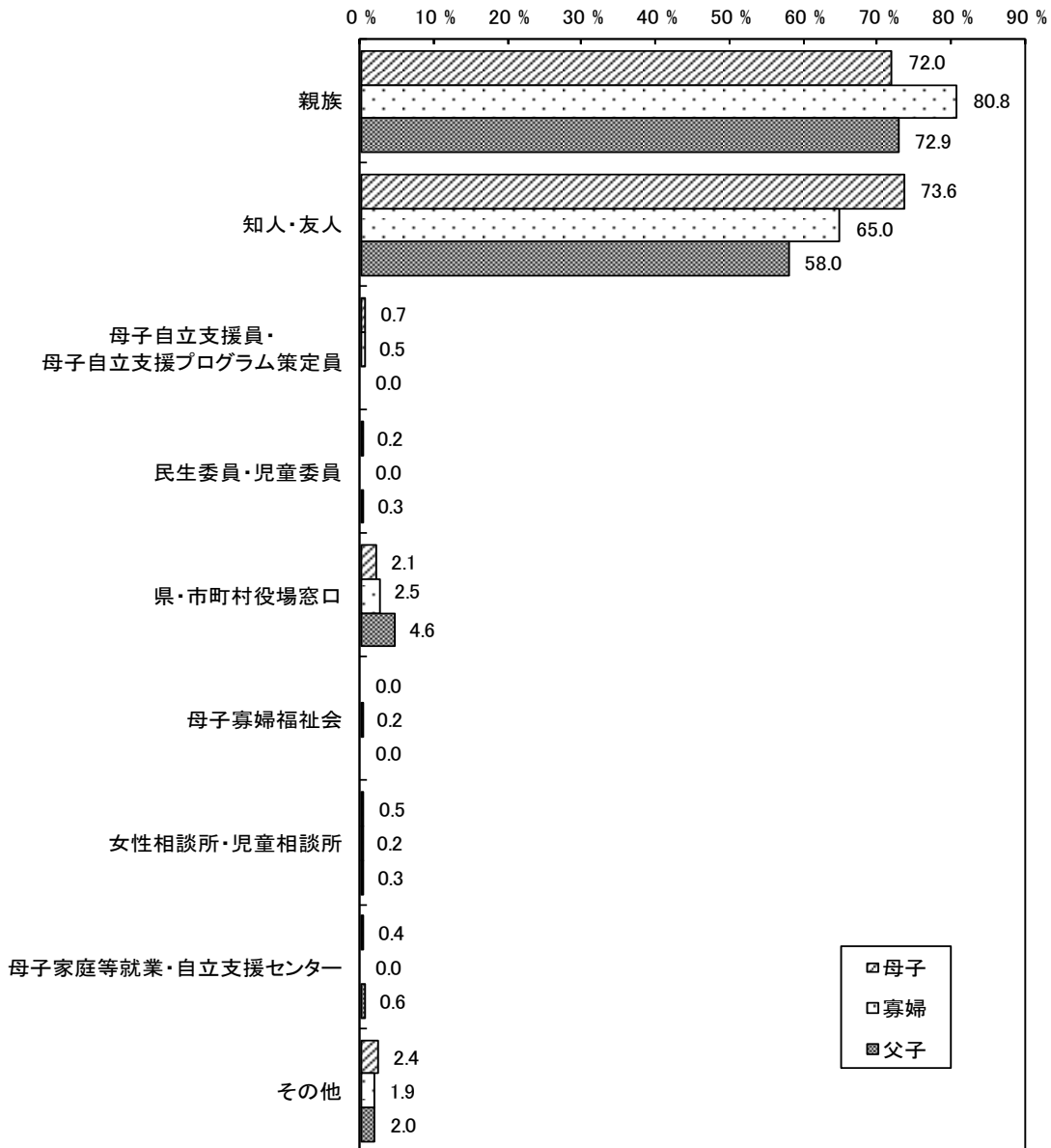
③ 悩みごとの主な相談相手

いずれの世帯区分も7～9割の方が、相談相手がいるとしており、主な相談相手は「親族」、「知人・友人」が多くなっています。

悩みごとの相談相手の有無



悩みごとの相談相手



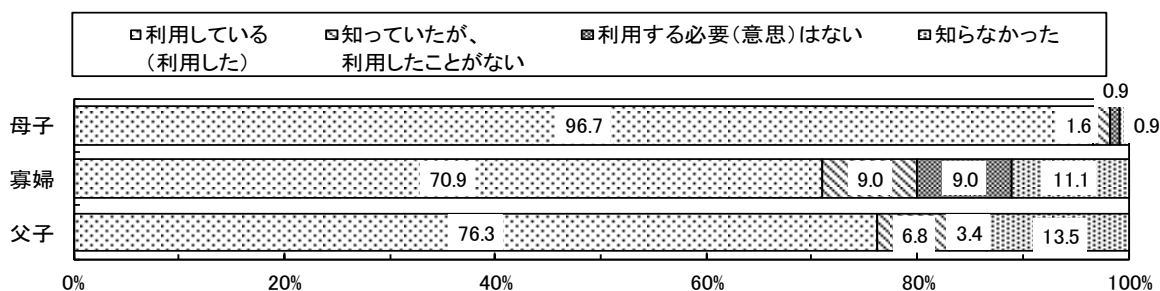
(9) 福祉制度等

① 福祉制度等の利用状況

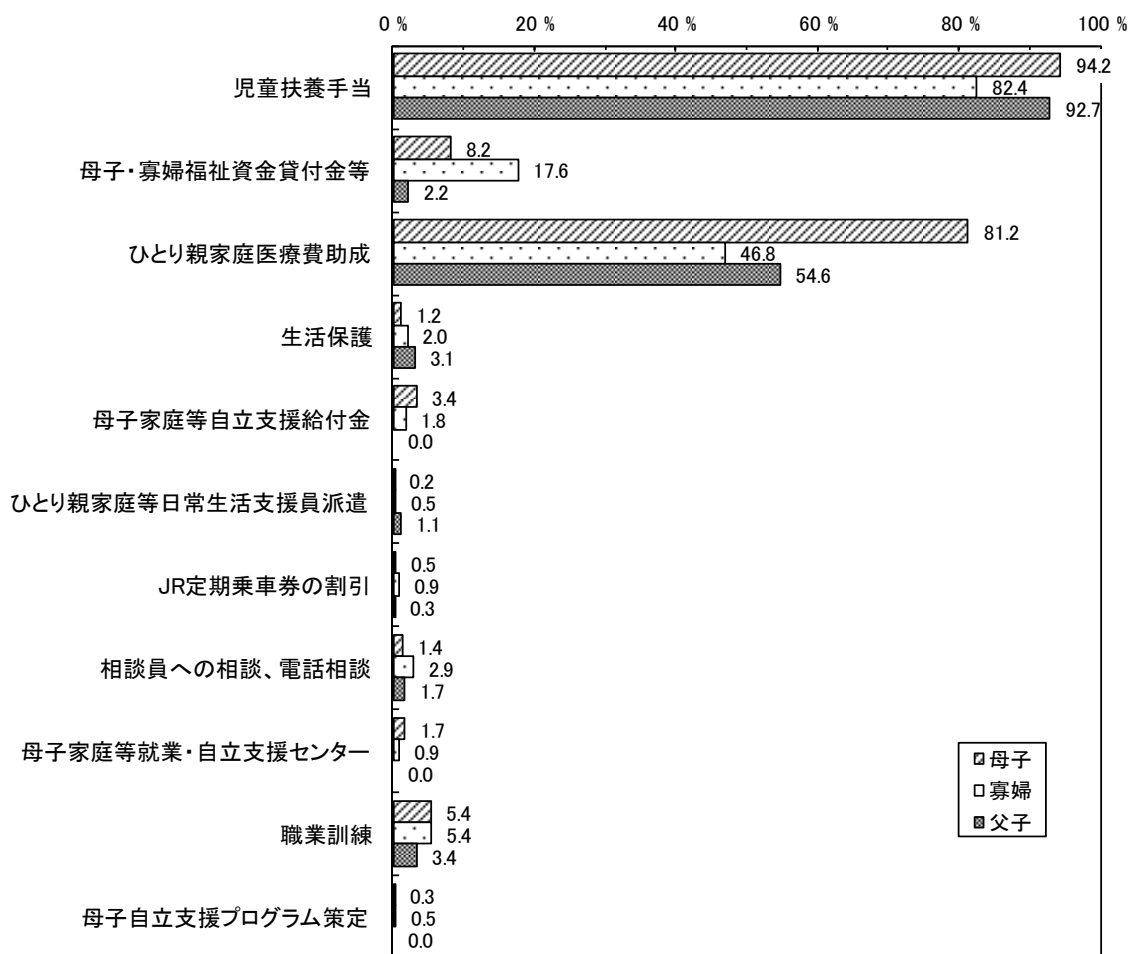
母子世帯の9割以上が福祉制度等を「利用している（利用した）」としています。父子世帯では、児童扶養手当の対象拡大に伴い、前回から「利用している（利用した）」の割合が大幅に増加（+49.2ポイント）しましたが、まだ1割以上が「知らなかった」としています。

利用している（利用した）福祉制度等は、全ての世帯区分で「児童扶養手当」が最も多く、次いで「ひとり親家庭医療費助成」となっています。

福祉制度等の利用状況

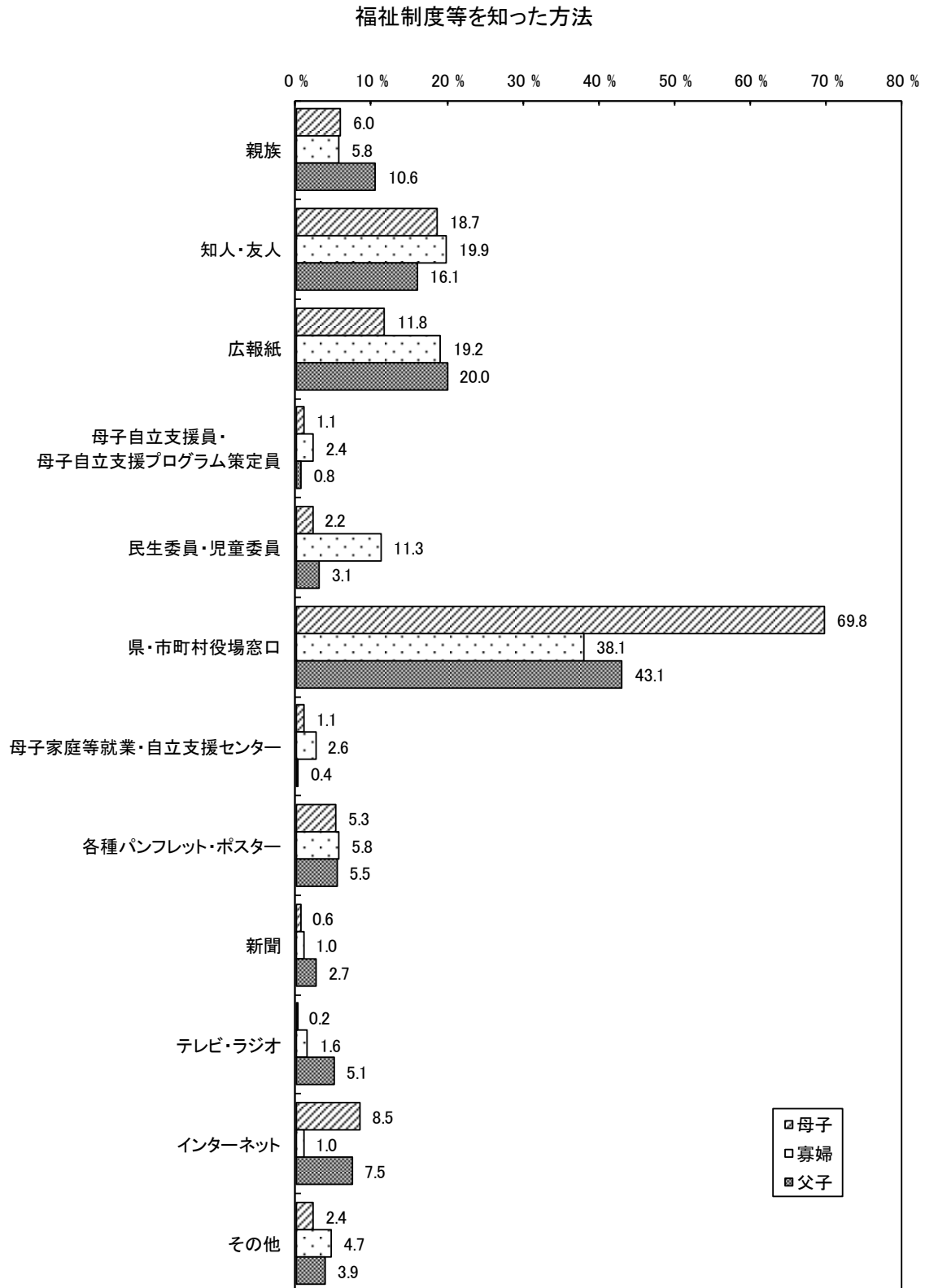


利用している（利用した）福祉制度等



② 福祉制度等を知った方法

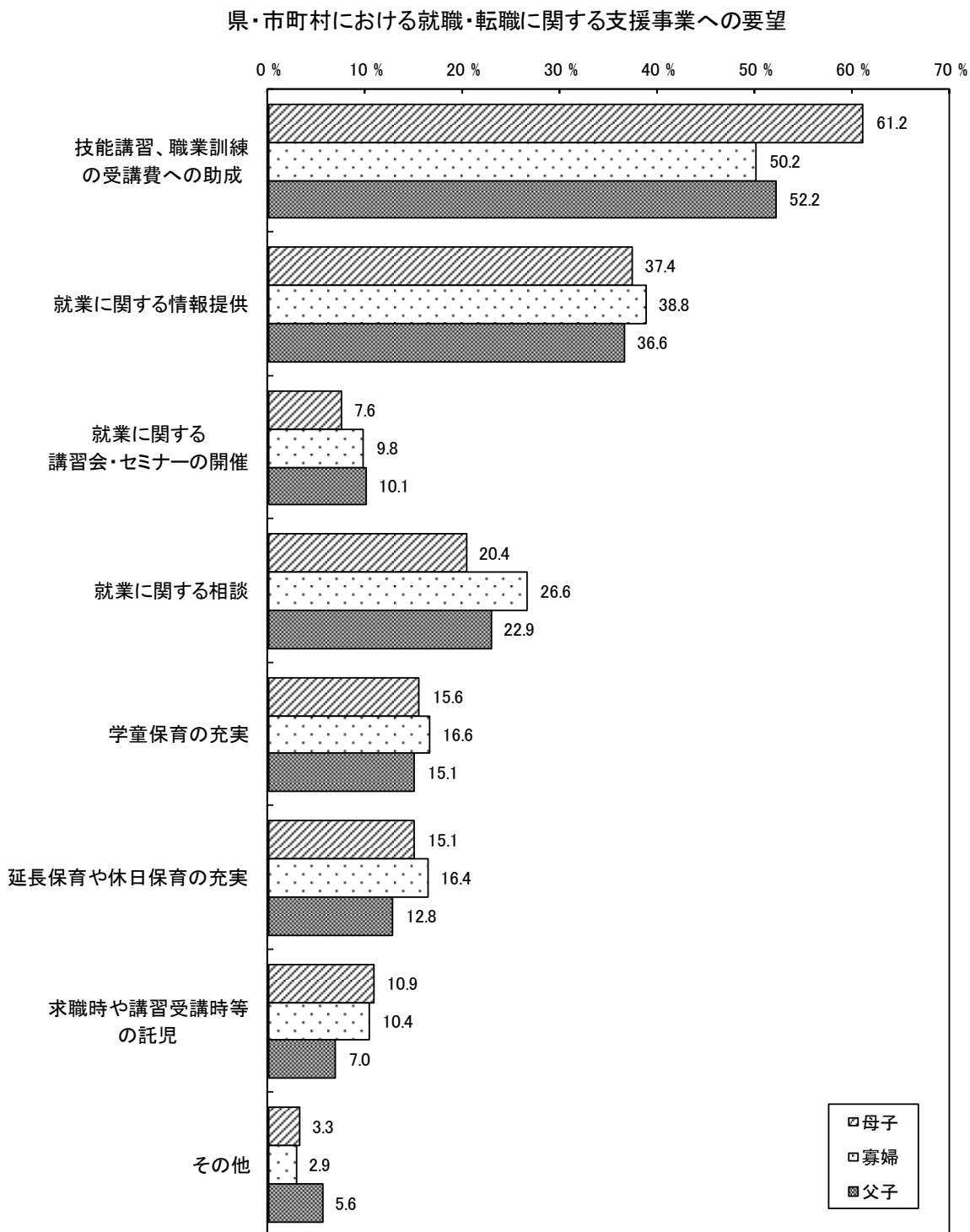
いずれの世帯区分も前回と同様、「県・市町村役場窓口」が最も多く、次いで母子世帯、寡婦は「知人・友人」、父子世帯は「広報紙」の順となっています。



(10) 行政への要望等

① 県・市町村における就職・転職に関する支援事業への要望

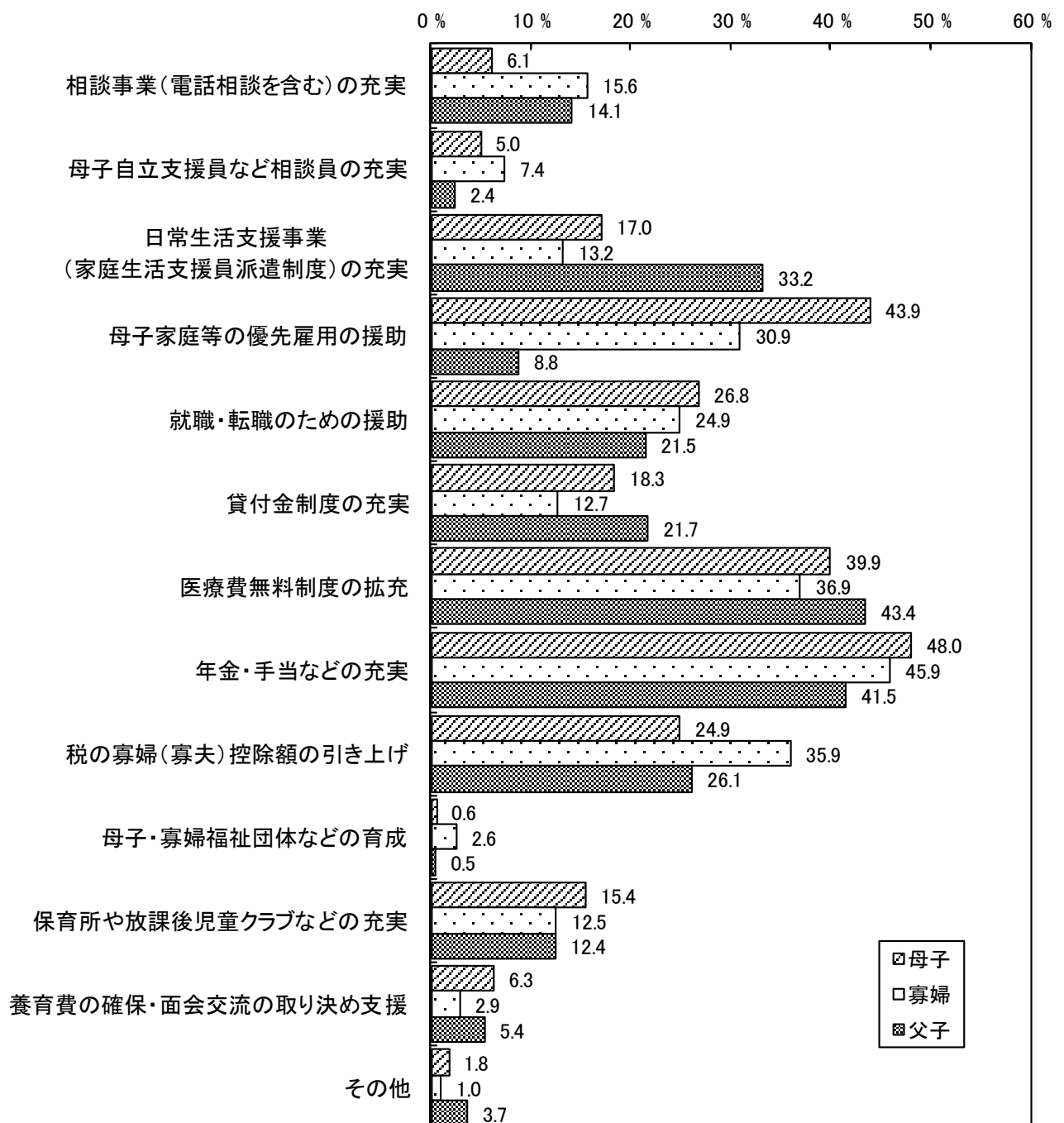
いずれの世帯区分も「技能講習、職業訓練の受講費への助成」を一番多く望んでおり、半数を超えています。次いで、「就業に関する情報提供」、「就業に関する相談」の順となっています。



② 今後の福祉行政への要望

いずれの世帯区分も9割以上の方が福祉行政への要望があり、その内容については、「年金・手当などの充実」、「医療費無料制度の拡充」を望む方が多くなっています。世帯別には、母子世帯では「母子家庭等の優先雇用の援助」が、寡婦では「税の寡婦控除額の引き上げ」が、父子世帯では「日常生活支援事業の充実」が他に比べて多くなっています。

今後の福祉行政への要望



4 現計画の評価

(1) 相談・情報提供機能の充実強化

- ひとり親家庭等のさまざまな相談に応じ、問題解決に努めるため、県では、各保健福祉事務所に9名、市では各福祉事務所に16名の母子・父子自立支援員を配置し、自立のための助言・指導を行ってきました。

相談件数は増加していますが、悩みごとの相談相手がいないと回答した方の割合が全ての世帯で増加しており、県や市町村の相談窓口など社会資源の活用が十分図られているとはいえない状況です。

今後も、相談・情報提供機能の充実を図り、積極的な広報に努め、身近な地域や広域での相談事業の充実を図るとともに、ひとり親家庭等がより利用しやすい体制を構築していく必要があります。

母子・父子自立支援員 相談受案件数 (件)

	23年度	24年度	25年度	26年度
県計	1,320	1,841	1,888	1,538
市計	2,583	2,981	2,578	1,706
合計	3,903	4,822	4,466	3,244

- 母子家庭等就業・自立支援センターにおいては、就業相談や養育費相談、各種施策の情報提供等、ひとり親家庭等に対する総合的な支援サービスを実施してきました。相談件数は除々に増えているものの、母子家庭等就業・自立支援センターの存在や支援サービスを知らないひとり親家庭等も多いため、広く事業等の周知を図って行く必要があります。

母子家庭等就業・自立支援センター 相談受案件数 (件)

	23年度	24年度	25年度	26年度
電話相談	115	148	54	104
面談	31	27	2	20
その他	0	0	0	5
合計	146	175	56	129

(2) 就業支援の推進

- ひとり親家庭等が自立し、安定した生活を送るためには、就業の確保が重要であることから、平成18年度から母子家庭等就業・自立支援センターに就業アドバイザーを配置し、就業相談や職業紹介を実施するとともに、パソコン講座や介護職員初任者研修（平成25年度名称変更：旧ホームヘルパー養成講座）など実践的な講座を実施し、就業支援を行ってきました。

受講者は減少状況にあります。受講しやすい体制を確保する、講座内容を充実するなど、社会的需要を把握し見直しを行う必要があります。また、今後も母子家庭等就業・自立支援センターを中心に、関係機関と連携して就業支援サービスを実施していくため、センター事業の周知等を行う必要があります。

各種講座等受講者数(母子家庭等就業・自立支援センター) (件)

	23年度	24年度	25年度	26年度
就業支援セミナー	29	18	28	20
パソコン	18	18	5	11
介護職員初任者研修	19	18	12	14
合計	66	54	45	45

- 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業には、高等職業訓練促進給付金等事業と自立支援教育訓練給付金事業があります。

厳しい雇用環境が続く中、特に、国家資格の取得は就業や安定した収入に結びつくため、修学意欲のあるものを継続して支援していく必要があります。

母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業 (人)

		23年度	24年度	25年度	26年度
県計	高等職業訓練促進給付金	7	7	7	6
	自立支援教育訓練給付金	1	1	0	0
市計	高等職業訓練促進給付金	48	39	40	42
	自立支援教育訓練給付金	3	5	2	3
合計		59	52	49	51

(3) 子育て・生活支援策の充実強化

- ひとり親家庭が仕事と子育てとの両立を図り、安定した生活を送るためには、子育てや生活の面での支援体制が必要です。そのため、地域で育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターや、放課後児童クラブの設置を図るなど生活面での支援を行ってきました。

今後も、病児保育や一時預かりの実施などの支援の必要があります。

ファミリー・サポート・センター及び放課後児童クラブの設置状況 (ヶ所)

	23年度	24年度	25年度	26年度
ファミリー・サポート・センター	16	17	17	17
放課後児童クラブ	210	212	211	212

- ひとり親家庭等日常生活支援事業には、子育て支援と生活支援がありますが、その支援時間はほぼ横ばいです。子育て支援を行う家庭生活支援員の養成を行うなど、事業の提供体制の充実と事業の周知を図る必要があります。

日常生活支援者の推移

(延べ件数)

(延べ時間)

	23年度	24年度	25年度	26年度
家庭生活支援員派遣件数	3	24	8	25
等	83	347	110	252

- 県営住宅において、ひとり親家庭等の優先入居のために確保された住宅戸数は、平成26年度末には、122戸となり、平成23年度末に比べ、約1.2倍に増加しています。しかし、公営住宅への入居希望が多く、入居までの待ち時間が長くなっている現状です。今後も、優先入居を継続する取り組みが必要です。

優先入居戸数の推移

(戸)

	23年度	24年度	25年度	26年度
県営住宅	100	106	121	122

(4) 養育費確保の推進

- 平成24年4月に施行された民法等の一部改正により、協議離婚の際の養育費等の分担の取り決めが促されたところです。母子世帯における養育費の取り決め状況は、前回の45.4%に比べ、5.2%増加し50.6%となりましたが、父子家庭では2.7%減少しています。また、養育費の受給状況については、前回に比べ、母子家庭では2.5%の増加、父子家庭では0.8%の減少となっています。今後も養育費相談を行うとともに、啓発活動を継続する必要があります。

養育費の取り決め状況の推移

	母子世帯		父子世帯	
	決めている	受け取っている	決めている	受け取っている
H20	45.4	26.0	21.6	5.4
H26	50.6	28.5	18.9	4.6
増減	5.2	2.5	-2.7	-0.8

(5) 経済的支援の推進

- 母子家庭は一般家庭に比べて収入が低く、就業環境も厳しいことから、児童扶養手当の支給や母子寡婦福祉資金の貸付、ひとり親家庭医療費助成事業など経済的支援を行ってきました。また、児童扶養手当法や母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正により、父子家庭への児童扶養手当支給対象拡大や父子福祉資金の創設などにより父子家庭への支援が拡充されました。

世帯の年間年収 (万円)

(山梨県ひとり親家庭等実態調査)

	父子世帯	母子世帯
H20	440	211
H26	405	240
増減	-35	29

〈参考〉

(万円)

世帯あたりの平均所得(国民生活基礎調査)

	児童のいる世帯	母子世帯	母子世帯／児童のいる世帯
H20	688.5	231.4	33.6%
H25	696.3	235.2	33.8%
増減	7.8	3.8	

児童扶養手当 受給者数の推移

(人)

	23年度	24年度	25年度	26年度
受給者数	6,816	6,891	6,926	6,769

- ・ひとり親家庭医療費助成事業により、ひとり親家庭の精神的、経済的負担が軽減され、保健の向上が図られています。

ひとり親家庭医療費助成 受給世帯数の推移 (人)

	23年度	24年度	25年度	26年度
世帯数	6,219	6,200	6,715	6,169

5 まとめ

平成26年度に実施した実態調査によると、ひとり親家庭の状況は次の記述のとおりですが、主な相談相手については、親族、友人・知人等がほとんどを占めており、県や市町村の相談窓口など社会資源の活用が十分図られているとはいえない状況です。また、活用が低調な公的制度も見受けられます。

今後は、相談・情報提供機能の充実を図るとともに、積極的な広報に努め、社会資源の活用を促すなど、ひとり親家庭への支援をさらに強化していく必要があります。

(1) 母子家庭

母子家庭数は、8,296世帯と調査開始以降最多であり、うち87.1%が離婚によるものとなっています。

母子家庭となった当時に、36.7%が就職、21.4%が転職しており、大半が生活費に困ったとしています。

母子家庭における就業状況としては、臨時・パートの形態で就業している割合が高くなっており、就業率は高いものの一般家庭と比べると、収入は低い水準にあります。養育費も受け取っていないケースが多く、大半が取り決めをしていない状況です。また、住居については、持ち家、公営住宅への転居希望が多くなっています。

母子家庭については、子育てをしながら、経済的に自立するために、「より収入の高い就業を可能にするための支援」、「子育てと仕事の両立支援」、「養育費取得のための支援」、「生活の場の整備」を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。また、公的制度の認知度が低く、活用が低調であるものもあることから、支援施策の周知が重要です。

(2) 寡婦

寡婦の就業については、常用雇用の形態での就業が減少し、臨時・パートでの形態での就業が増加しています。収入も低い水準にあります。住居は、持ち家が大半を占めています。

また、生活費や老後、健康について悩んでいる方が多い状況です。

寡婦については、年齢構成が高いため、生活費や老後、健康面で悩んでいる方が多く、「就業支援」や「生活の支援」など必要に応じて推進していくことが重要です。

(3) 父子家庭

父子家庭数は、985世帯と横ばいの状況にあります。

父子家庭になった当時、約6割強の方には就労状況の変化はなく、比較的安定した雇用状況にありますが、子育ての負担等により、就労条件が限られる状況にあるため、一般家庭と比べると、平均収入は低くなっています。

当時の困ったこととしては、子どもの養育や教育及び生活費の割合が高くなっています。住居は、持ち家が大半を占めています。

また、福祉制度等の利用状況については、前回3割程度でしたが、平成22年8月から児童扶養手当の受給ができるようになったこともあり、その利用は7割を超えました。しかし、父子家庭の1割強の方が福祉制度等を知らなかったと回答しており、また2割が悩み事を相談する相手がいないと答えています。

父子家庭については、母子家庭と比較すれば、経済的には優位であるものの、悩みごとの相談相手が少ない状況があるため、「子育て・家事と仕事の両立支援」や「子どもの悩みに対する相談支援」などが必要です。また、母子家庭より、さらに公的制度の認知度が低く、活用が低調であるものもあることから、支援施策の周知が重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

山梨県におけるひとり親家庭は増加状況にあり、就業、子育て、家事等をひとりで担うひとり親家庭の精神的、肉体的な負担は大きいものであり、さらに、雇用形態の変化や経済情勢を背景として、ひとり親家庭や寡婦を取り巻く環境は厳しいものとなってきています。

県としては、このようなさまざまな状況を踏まえ、ひとり親家庭及び寡婦の自立を促進するための支援のあり方及び方向性を示すとともに、総合的な事業展開を図り、「ひとり親家庭等が自立し、子どもたちが健やかに育つ環境づくり」を目指します。

2 基本方針

施策を展開するにあたり、次の点を重視しながら取り組みます。

(1) 国・県・市町村の役割分担と連携

国、県、市町村はその役割を明確にするとともに、県や市町村は施策の実施主体として、お互いに連携して施策を推進します。

① 国の役割

国は、ひとり親家庭等に対する施策や制度の企画・立案、効果的な施策の展開のための調査・研究、施策の普及・啓発等を行うとともに、都道府県や市町村に対する支援を行うほか、公共職業安定所において各種就業支援策を実施します。

② 県の役割

県は、この計画に沿って、ひとり親家庭等に対する施策を計画的に推進するとともに、広域的な観点から、市町村が地域の実情に応じて実施する各種施策に対する助言や情報提供を積極的に行います。

また、市町村のひとり親への支援策が円滑に進むよう、市等における自立促進計画の策定状況や施策の取組状況などの情報提供を行い、市町村の自立促進計画の策定を支援します。

③ 市の役割

市は、児童扶養手当の支給と母子・父子自立支援員による相談・情報提供を一体的に行うとともに、地域の実情に応じた施策や自ら実施すべき施策を推進します。

④ 町村の役割

町村は、住民に身近な自治体として、ひとり親家庭等の相談に応じ、必要な情報提供を行うとともに、地域の実情に応じた施策を推進します。

(2) 関係機関相互の協力

ひとり親家庭等への支援については、就業支援と子育て・生活支援を組み合わせ実施することが重要であり、また、母子家庭等が抱える多岐にわたる課題に対し、福

祉や教育など幅広い分野にわたる関係者が相互に連携することも必要であることから、関係機関、関係者等が相互に協力しあるいは連携することができる仕組み作りを構築します。

あわせて、児童扶養手当の現況届提出時等の機会を積極的に利用し、生活、就業、養育費等に関する相談に集中的に対応できる体制づくりを図ります。

(3) 相談機能の強化

ひとり親家庭等が抱える問題や悩みは、その多くが複雑に重なり合っていることから、母子・父子自立支援員をはじめとした相談関係者は、ひとり親家庭等の抱えている問題を把握するとともに、支援メニューの組み合わせや他の支援機関とのつなぎを行うなど、その解決に必要なかつ適切な助言及び情報提供を行います。

また、困難に陥る前に支援窓口につなげる総合的・包括的な相談窓口の仕組みを構築し、相談関係者の資質向上のための効果的な研修を実施するなど、相談機能の強化を図るとともに、周知によりその利用を促します。

(4) 子育て・生活支援の強化

ひとり親が安心して子育てと就業・就業のための訓練との両立ができるようにするため、一般の子育て支援を積極的に活用してもらうとともに、日常生活支援事業等ひとり親家庭への支援策を実施します。

(5) 就業支援の強化

ひとり親家庭等の自立、生活の安定と向上を図るためには、その就業を支援し、就業による収入を安定的に確保することが重要です。これまでも、就業支援サービスの提供や自立支援プログラムの策定のほか、公共職業訓練の実施、職業能力開発のための給付金、事業主に対する助成金等の支給など様々な施策を行ってきました。特に就業への効果の高い自立支援給付金について周知を積極的に行い、ひとり親家庭等の自立と生活の向上を図ります。

(6) 養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの促進

養育費の確保については、養育費の取り決めや確保が適切に行われるよう、離婚する前からの意識付けが重要であるため、離婚当事者に対する周知啓発を行うとともに、弁護士等の相談支援を実施します。また、面会交流については、基本的には子どもの立場から望ましいことですが、実施が適切ではない場合もあることから、取り決めや実施が適切になされるよう、関係機関や民間団体と協力して周知啓発や相談対応を図ります。

(7) 福祉と雇用の連携

ひとり親家庭等の自立を図るためには、生活全般にわたり親身な相談に応じるとともに、経済的自立を図る上で必要な就業に関する情報や就業する際の子育て支援など、福祉と雇用の施策の緊密な連携が不可欠です。

このため、国の労働部局と県及び市町村、また、県及び市町村の福祉部局と労働部

局が緊密に連携します。

(8) 子どもの貧困対策

就業により安定した収入を確保し、ひとり親家庭の自立、生活の安定を図ることは、子どもの貧困対策にも資することから、子供の貧困対策に関する大綱に基づき、関係機関と連携しつつ、各施策を実施します。

3 基本目標

ひとり親家庭等の自立を図るため、次の施策を、総合的かつ計画的に推進します。

(1) 相談・情報提供機能の充実強化

ひとり親家庭等のさまざまな相談に応じるとともに、個々の状況に応じて適正な助言や情報提供が行えるよう、相談関係者の資質向上のための効果的な研修を実施するなど、相談・情報提供機能の充実強化を図ります。

(2) 就業支援の推進

ひとり親家庭等が十分な収入を得、自立した生活を送ることができるように、効果的な就業促進、職業能力開発のための訓練、就業機会の創出など、就業面での支援の推進を図ります。

(3) 子育て・生活支援の充実強化

ひとり親家庭等が安心して生活し、また子育てと就業、子育てと就業のための訓練とを両立できるように、保育所等への優先入所、保育サービスの充実、公営住宅への優先入居など、子育てや生活面での支援策の充実強化を図ります。

(4) 養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの推進

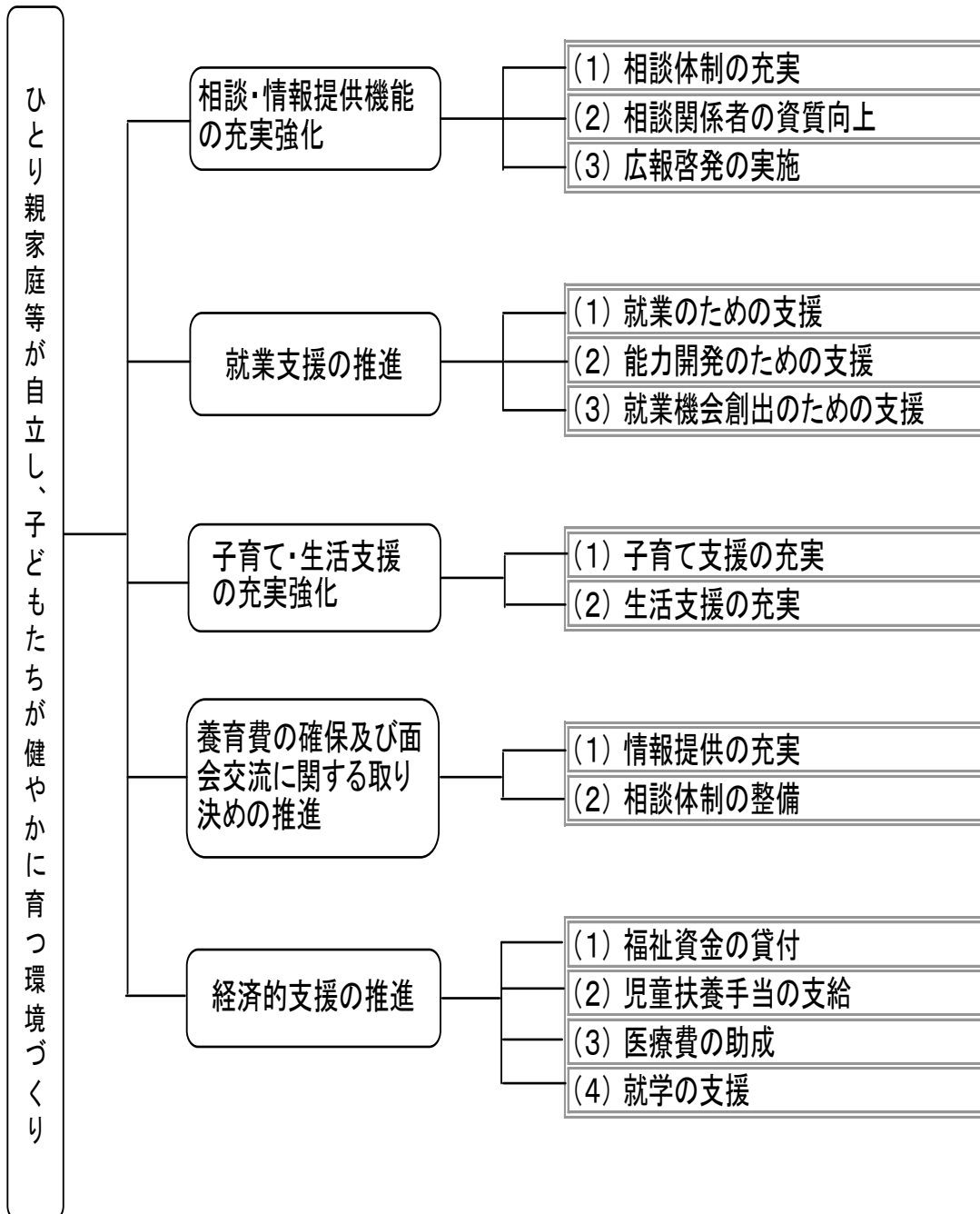
ひとり親家庭の児童に対する養育費が確保できるように、養育費を支払うことについての社会的気運の醸成や、養育費や面会交流についての取り決めの促進など、養育費確保等の相談体制の推進を図ります。

(5) 経済的支援の推進

ひとり親家庭等にとって重要な経済的な支えである、母子父子寡婦福祉資金貸付制度や児童扶養手当制度を利用しやすくするため、制度について積極的な情報提供に努めるほか、適正な貸付・支給事務を実施するなど、経済面での支援の推進を図ります。

第4章 具体的な施策

施策の体系



1 相談・情報提供機能の充実強化

施策の方向

ひとり親家庭等が抱える問題や悩みは、その多くが複雑に重なり合っています。母子・父子自立支援員や就業支援専門員などの相談関係者が、ひとり親家庭等のさまざまな相談に応じ、その問題解決に努めることができるよう、相談窓口の機能強化に取り組めます。

ひとり親の支援に当たっては、民間の支援団体等と協働するなど、ひとり親家庭を地域で支えるネットワークづくりを積極的に行います。

また、公的制度の認知度が低く、その利用が低調なものもあることから、相談窓口で効果的な広報手段を積極的に活用することにより、制度利用を促します。

(1) 相談体制の充実

ひとり親家庭等のさまざまな相談に応じ、離婚直後等の精神的安定を図るとともに、個々の状況に応じて適切な助言や情報提供を行い、必要に応じて福祉や教育、労働など幅広い分野にわたる関係機関と連携するなど、総合的支援を行います。

養育費の取り決めや履行確保、生活上の諸問題などについて、専門家による相談体制の充実を図ります。

(2) 相談関係者の資質向上

母子・父子自立支援員等の相談関係者が個々の状況に応じて適切な助言や情報提供を行えるように、国等が行う各種研修会への参加やひとり親家庭等の自立支援に必要な知識の習得、相談技法の向上に関する研修の実施により、相談関係者の資質の向上に努めます。

(3) 広報啓発の実施

ひとり親家庭等に対する各種制度を周知し、また、養育費の確保等を啓発するため、ホームページや広報紙等、ニーズに合った効果的な広報手段を積極的に活用するなど、地域の特性を踏まえた広報活動を実施し、制度の利用を促します。

2 就業支援の推進

施策の方向

ひとり親家庭等の自立や生活の安定と向上を図るためには、その就業を支援し、就業により収入を安定的に確保することが極めて重要ですが、雇用環境の変化により、非正規雇用の割合が増える状況にあります。

また、母子家庭の母は、就業経験が少ないことなどから、就業に際して困難を伴うことがあります。

収入・雇用条件等でよりよい就業をすることは、経済的自立につながるため、効果的な就業促進、職業能力開発のための訓練、就業機会の創出など、就業面での支援を推進します。

(1) 就業のための支援

就業に関する法律・制度やひとり親家庭等に対する施策など、さまざまな情報の収集・提供を行います。

ひとり親家庭等の就業相談に応じるとともに、個々の生活実態や職業適性、就業経験等を踏まえた就業促進に努めます。

(2) 能力開発のための支援

就職に必要な技能・知識を習得しやすいよう、託児サービス付きの職業訓練を実施します。

職業能力開発に取り組むひとり親家庭の母や父に対し、受講経費やその間の生活費について、各種給付金の支給や必要な福祉資金の貸付を行います。

就業に役立つ研修会や就業に結びつく可能性の高い技能を習得するための講座を開催し、よりよい条件での就職や転職を促します。

(3) 就業機会創出のための支援

事業主に対し、各種助成制度を周知するとともに、ひとり親家庭の母や父の雇用について働きかけを行います。

県・市町村において非常勤嘱託職員等を求人する際、ひとり親家庭の母や父に求人情報を提供します。

ひとり親家庭の母や父の雇用の安定及び就業促進を図るため、一定の条件でひとり親家庭の母や父を雇用した事業主に対し、奨励金等を支給します。

県・市町村において、物品の購入や役務の提供を受ける際、母子・父子福祉団体等から購入等を行うことに努めます。

在宅での就業など、多様な就業形態による就業を支援します。

3 子育て・生活支援の充実強化

施策の方向

ひとり親家庭は、家事や子育てと生計維持の役割を一人で担うため、他の家庭以上に保育サービスの確実な提供や子どもの居場所づくりが求められていることから、安心して子育てと就業、就業のための訓練との両立ができるよう、子育てや生活の面での支援体制の充実強化を図ります。

(1) 子育て支援の充実

就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるように、ひとり親家庭の児童の保育所等への優先的な入所や放課後児童クラブへの優先的な利用を引き続き推進します。

保育所等における延長保育・休日保育・夜間保育等の各種保育サービスの提供を推進します。

ひとり親家庭の母又は父が、疾病やその他の理由により、家庭での養育が一時的に困難となった児童を短期間養育する事業を推進します。

地域で育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置を推進します。

ひとり親家庭の母又は父等が技能習得のための通学や就職活動等により一時的な保育サービスが必要な場合などに、子育て支援を行う家庭生活支援員を派遣します。

(2) 生活支援の充実

ひとり親家庭の母又は父等が疾病等により一時的な介護サービスが必要な場合や日常生活に支障が生じた場合などに、生活援助を行う家庭生活支援員を派遣します。

ひとり親家庭の生活基盤の安定を図るため、公営住宅への優先的な入居を継続するとともに、優先入居を行っていない市町村に優先入居の推進を働きかけます。

また、ひとり親同士の情報提供の場づくりやひとり親家庭の子どもの居場所づくりを支援します。

4 養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの推進

施策の方向

ひとり親となる原因は、離婚によるものが8割を超えています。

離婚世帯の児童の養育について、児童を監護していない親からの養育費は、児童の権利であるにもかかわらず、その確保が進んでいません。

親の児童に対する責務の自覚を促し、児童を監護しない親がその責務を果たしていくことが当然であるとする社会的気運の醸成を図るとともに、養育費や面会交流についての取り決めや履行確保を促進するなど、相談体制の整備を進めます。

(1) 情報提供の充実

養育費や面会交流の取り決め、履行確保を促進するため、養育費等に関する知識や取得手続、法的義務などについて、ホームページや広報紙等へ掲載します。

母子・父子自立支援員等の資質の向上を図るため、国等が行う各種研修会への参加を促すとともに、養育費等に関する研修を行います。

(2) 相談体制の整備

養育費等の取り決めや履行確保などに関する問題について、専門家による相談体制を整備します。

5 経済的支援の推進

施策の方向

ひとり親家庭等は、収入が低い水準にあり、生活費に悩んでいる家庭が多いことから、就業や養育費の確保により生活基盤が安定するまでの間、母子父子寡婦福祉資金貸付制度や生活福祉資金貸付制度及び児童扶養手当制度等を有効に利用できるよう支援を推進します。

(1) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

ひとり親家庭等に対して、母子父子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を積極的に行うとともに、プライバシーの保護に配慮した適正な貸付業務を実施します。

(2) 生活福祉資金の貸付

ひとり親家庭等に対して、生活福祉資金貸付制度に関する情報提供を積極的に行うとともに、プライバシーの保護に配慮した適正な貸付業務を実施します。

(3) 児童扶養手当の支給

ひとり親家庭の母や父に対して、児童扶養手当制度に関する情報提供を積極的に行うとともに、プライバシーの保護に配慮した適正な支給業務を実施します。

(4) 医療費の助成

ひとり親家庭の医療費負担を軽減し、ひとり親家庭の健康を保持・増進するため、医療費の一部を助成する事業を実施します。

(5) 就学の支援

義務教育就学児童に対し、市町村は、就学援助制度等を実施するとともに、周知を行います。また、県は、高等学校等の進学に当たって、利用できる奨学金の事業等を実施し、制度の周知を行います。

計画の取組指標

	H 2 6 現況値	H 3 2 取組指標
ひとり親家庭の親の正規雇用率	母子家庭 36.3% 父子家庭 60.2%	母子家庭39.4%に近づける 父子家庭67.2%に近づける
母子家庭等就業・自立支援センターで実施する講座年間受講者数	45人	60人
家庭生活支援員による日常生活支援利用時間数	252時間	370時間
放課後児童クラブの実施箇所数	217カ所	258カ所 (やまなし子ども・子育て支援プラン H31 指標)
病児保育の設置箇所数	26カ所	35カ所 (やまなし子ども・子育て支援プラン H31 指標)
養育費の取り決め状況	母子家庭50.6% 父子家庭18.9%	母子家庭60.6% 父子家庭23.1%